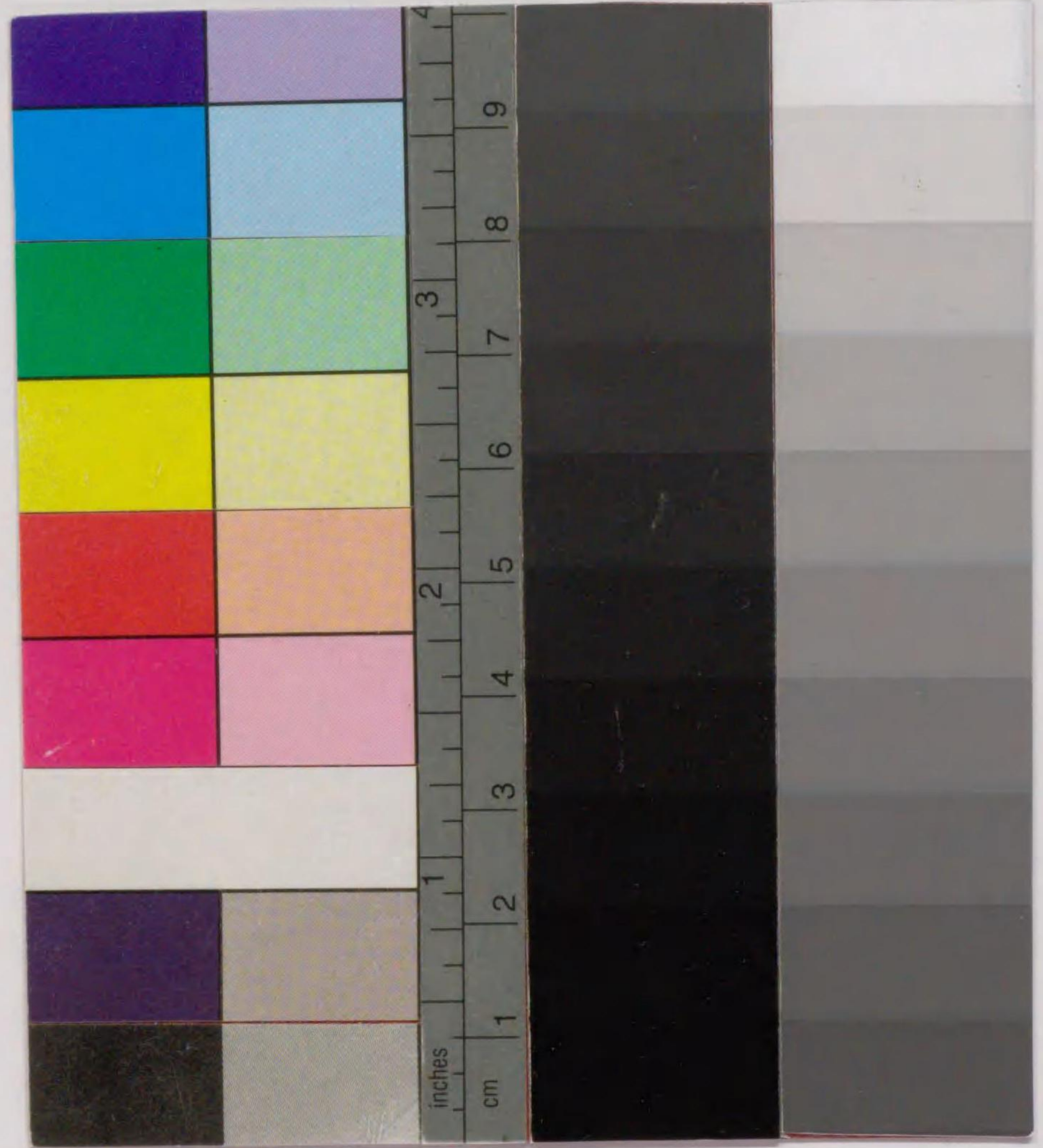



590-73



1200501525409

590
73






海野社會事業研究所長
龍谷大學文學部教授

海野幸德著

社會事業要領

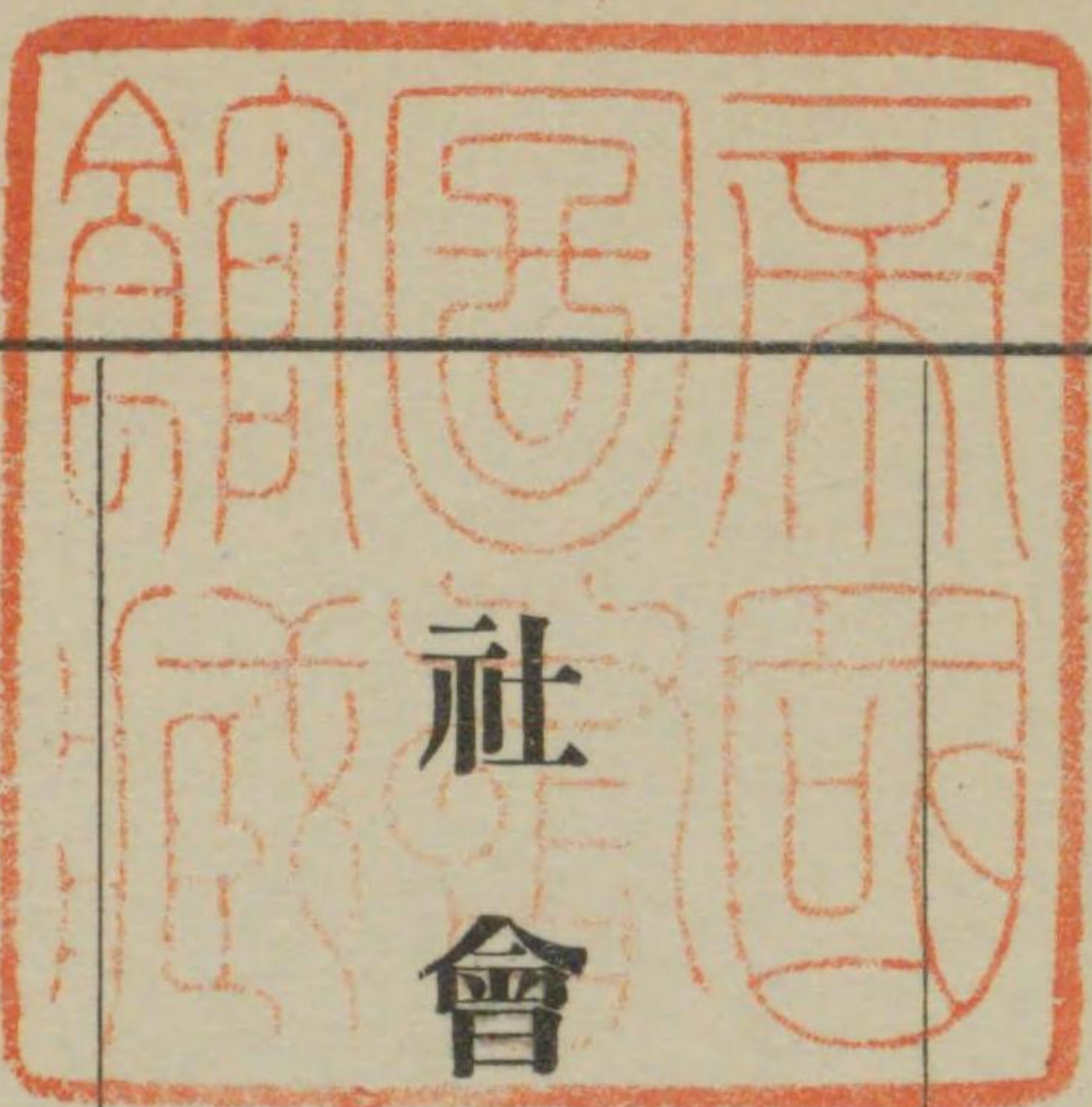
155

內外出版印刷株式會社發行



海野幸徳著

社會事業要領



内外出版印刷株式会社發行

通俗・正確・安價を目標とし、この書を普く國事を念とする大衆諸君に向つて提供す

卷頭に

拙著「社會事業概論」は學として社會事業を構成する最初の試みであつた。これによつて、一には、社會事業の學論たるを期するに共に、他方、これによつて、正確なる社會事業知識を傳播普及し、本邦社會事業の基礎を供給せんとした。我國社會事業の現業が現今の如く亂雜なもの、效果の著明ならざるものとなつて居る所以のものは、一に基礎的知識を缺くからである。

然るに、「社會事業概論」は素より専門的な學術書であるから、一部の讀者には其釋義を要し、理解を容易ならしむる必要がある。「概論」公刊以來、大體「概論」の内容を盛りながら、平易に、かつ分量の少いものとして、その要綱を收むるところの小冊子を供給すべしこの讀者の要望に接して居た。小著はこれに對し、大衆の要求に應ずる意を明かにせしものである。

この著作の目的は次の如くである。

一、「社會事業概論」の釋義を以て編纂せし事。

大體、「概論」に掲載せし要綱を掲げ來り、丁寧と通俗を以てして解釋につこめ、「概論」の釋義たることを期した。よつて、「概論」の關係箇所は一々章末に指示し、「概論」を比較研究の便を圖つた。本書によつて、一と通り著者の學論に通ぜし讀者諸氏は更らに「概論」につき一層學的知識を所有されたい。かつ、「概論」の讀者にして一層著者の學論に通ぜられんとする人々はこの小著の併讀を煩はす。

二、大衆の要求に應じ編纂せし事。

よつて、分量の少きこと、平易なること、安價なることを目標とした。今や、社會的不安は一層深刻となり、一般に社會改善を欲求する念旺となり、大衆の社會事業的知識を求むること又痛切を加へて來た。本書はこの要求に應じ、大衆の机上に供ふべきものとして著作し、一もあまさず、大衆をして社會事業知識の殿堂に上るにいたらしめんことを期した。

三、社會事業の現業界に普く供給する目的をもつ事。

現業界に對し社會事業知識を普及するは現業を健全なものとなし、發達を促進する前提である。社會課員、社會事業員、方面委員、その他の現業委員、社會事業關係者の所有する知識は即本邦社會事業現業が如何なる程度にあるかを示すバロメータである。この氣壓計の度を高むる一助として本書を提供せんとする。如何に多忙なる人々も雖も多用の故を以てその無智を辯解する餘地なからしむることは事業の現勢上何人も必要と認めらるに違ひない。社會事業關係者の教育は當局の用意と相俟ち普及徹底せしめなければならぬ。

四、研究會講習會の筆寫代用せし事。

今後、研究會、講習會は學者の指導の下に組織的に開催せられなければならぬが、これまでの講習會などは亂雑なものが多かつた。これに對し、筆寫代用としての便利なる小冊子が要る。本書はその目的に用ゐる、また、用ゐて貰うやう編輯した。

私は「社會事業概論」の趣旨を普及徹底せしむるため、この小冊子を社會改善を念とする社會事業關係者、研究者、及び、大衆にさゝける。これによつて、著者が學ぶ筆により

大衆の福利を増進する一助たりうれば著者の欣幸これに過ぐるものはない。

昭和四年二月

海野社會事業研究所にて

海野 幸徳

社會事業要領

目次

第一章 社會事業……………一

一 社會事業は困窮を治療するものであるとする説(消極的社會事業)……………一

二 社會事業は社會の福利を増進するものであるとする説(積極的社會事業)……………四

三 社會事業は人間生活の完成を目的とするものであるとする説(綜合的社會事業、超越的社會事業)……………八

四 社會事業の定義……………二

第貳章 慈善事業……………一七

一 慈善事業の意義……………一七

二 慈善事業と社會事業……………二四

三 慈善事業と無組織社會事業と技術及組織……………二九

四 慈善事業の定義……………三〇

第參章 社會政策……………三四

一 社會政策の特質……………三四

二 社會政策と社會事業……………三七

三 法と愛……………三九

第四章 心情社會事業……………四二

一 二種の社會事業……………四二

二 愛の社會事業……………四三

三 心情と生命……………四四

四 婦人と心情社會事業……………四八

五 特志家と心情社會事業……………五〇

第五章 宗教的社會事業……………五四

一 宗教と社會事業……………五四

二 社會と宗教……………五六

三 隣保事業と宗教……………五七

四 宗教的社會事業の特質……………五九

第六章 官公社會事業……………六二

一 官公社會事業の特質……………六二

二 官公社會事業の分業……………六六

三 官公社會事業の現勢……………七二

四 官公社會事業の職分……………七四

五 官公社會事業の界限……………七六

六 特志家的官公社會事業……………七八

第七章 私的社會事業……………八三

一 私的社會事業の特質……………八三

二 私的社會事業の分掌……………八五

三 私的社會事業の界限……………九一

第八章 公私社會事業の補充……………九三

一 補充……………九三

二 統合……………九五

三 融合……………九七

第九章 社會事業の連絡及統一……………九九

一 社會事業の系統……………九九

二 單獨社會事業と綜合社會事業……………一〇〇

三 單獨經營の弊害……………一〇三

四 連絡及統一の方法……………一〇五

第十章 社會事業の經營方針……………一〇八

一 個人本位の經營……………一〇九

二 集團本位の經營方針……………一一一

三 特志家本位主義……………一一三

第十一章 困窮と救助方法……………一二八

一 個人的困窮と個人的救助……………一二八

二 全一的救助……………一二〇

三 集團的困窮と集團的救助……………一二三

四 救助の理想案……………一二四

第十二章 社會事業家……………一二七

一 知識及技術……………一二七

二 實際的判斷……………一二二

三 理想……………一二三

第十三章 「社會事業概論」との比較……………一二六

社會事業要領

海野幸徳

第一章 社會事業

一 社會事業は困窮を治療するものであるとする説(消極的社會事業)

社會には諸種の困窮が頻出する。社會事業は各論として、(a)貧民論、(一層正確には一般社會事業であるが、これについては拙著「社會事業概論」第三編第二章を参照して下さい)(b)保健論、(c)兒童論、(d)教化論、(e)經濟保護論の五部に分れるが、これに對し、一々それに相當する困窮がある。貧民論には貧民、浮浪人、災害救護などが含れ、保健論には病患救護及治療、乳兒及母

親保護、花柳病及飲酒の防遏、住宅問題が取扱はれ、兒童論には諸々の異常兒——不良兒、精神薄弱兒、不具等が論せられ、教化事業には融和問題、國民教育問題など、經濟保護論には職業紹介や社會保險や工場の福利増進などが取扱はれるが、これ等は何づれも俗に謂ふマイナス生活者に關係する困窮である。我國に於ける昭和二年度の社會事業團體は總て四千三に上るが、その中たとへば兒童保護は妊産婦保護、兒童健康相談、虛弱兒保護、貧兒保護、就學兒保護、不具兒保護といふような兒童の困窮を輕減乃至除去することに關し、救護に於ては、老廢保護、窮民救助、災害救助、婦人救助、軍事救護、人事相談といふようにすべて困窮を輕減除去することに勉勵し、經濟施設としては、住宅供給無料宿泊、公設市場、簡易食堂、公設浴場、公益質屋、小資融通、授産、職業紹介といふように經濟的困窮を輕減除去することを目的とする

かくの如く、社會事業は先づ困窮を目標とし、これを輕減除去することを職分としてゐる。貧者や病者や兒童や婦人は何づれも貧しく頼りのない者、かような困窮者を打ち捨てて置くことは惻隱の情の動くところ忍び得ないとして、往時より夙にその痛苦と貧困とを輕減除去することに全力を割いて來た。これまでも、これ等諸般の困窮を一括して救助するものを社會事業と名付けてきた(勿論慈善事業も同じく困窮を輕減除去するものであるし、社會政策も主としてさうであるが、これ等の區別については、漸次明かに區分する)

そこで、私は一と先づ社會事業とは社會の缺陷を除去調整することであるとして表示する。併し、社會事業を以て社會の缺陷を除去調整することであるとするだけでは足りないことが直ぐに分る。貧者や病者や弱者の困窮を輕減し、乃至、除去するのは單にそれ等の困窮者を救助するだけでなく、實はそれよりも、社會全般の生存を確保する主旨によるのである。社會そのものが健全な發達を遂ぐべしとする主旨で困窮を輕減し除去するのである。社會の生命を延長

し、その福利を増進するには、社會に存在する貧困を取り除かなくてはならぬ。單に、困窮を輕減除去するのではなく、それが、やがて社會の生命を延長し、その福利を増進する意味で、その中に存する困窮を取り除くのである。社會に困窮が多くなるに連れ、社會の生存が脅かされるようになる。社會の健全な發達のためには、先づその中に存する缺陷を除去しなければならぬ。

これによつて、社會事業は(一)社會の缺陷を輕減除去することを目的とするものであること、(二)缺陷の輕減除去は再び社會の健全なる發達を目的とするものであることを知つた。前者を消極的社會事業と言ふ。後者はやがて積極的社會事業へと轉成する意味を含む。

二 社會事業は社會の福利を増進するものであるとする説(積極的社會事業)

前節に於て、困窮を輕減除去することは、やがて、社會の福利を目的とするものなる所以を述べた。この「福利」といふ觀念はマイナス生活にあらざるプラス生活に關することである。すなはち、社會の福利を圖ることは積極的なものであるが、若し、社會事業が社會の福利を目標とするものであるならば、それは單に貧者や病者や弱者といふ困窮者にのみ關するものでないことがわからう。これまで、社會事業學者は(西洋でも日本でも同じである)社會事業は單に困窮を目標とするものだと言つてゐた。我國では、故小河滋次郎博士以下何づれも困窮説であるが、これに對し私は初めて拙著「社會事業概論」(之書に於て専門的な研究が發表された)に於て、困窮説の誤れる所以を指示することができた。この事は何でもない一些事であるように見えるが實はこれは社會事業の何であるやを決める天王山であり、扇の要にあたる要點である。この點を逸すれば困窮説以上に出づることは能きないが、この點を視野の中に收むれば更らに

一の進轉をすることができ、社會事業の正體を正視することができるようになる。

社會事業は困窮を輕減除去するものだが、困窮を輕減除去することは社會の福利を企圖する意味に外ならないとすれば、社會事業は困窮の除去を目的とするよりも、積極的に社會の福利を増進するものであるといふ觀念に達するであらう。この觀念の生るゝことによつて、社會事業は單に困窮を目的とするものにあらず、更らに、社會の福利を増進する目的をもつものであるといふ斷定が生ずる。この積極的な觀念を加ふるにいたり、社會事業は初めて積極的なものになるが、私はこれに對し積極的社會事業なる命名を與へた。

こゝに、現業について回顧することゝする。現實、社會事業は消極的なものなると共に、積極的なものになりつゝあるのではないか。この數年間、我國にもやうやく積極的な福利増進事業が現はれてきた。たとへば、大正七年

前後より全國都市にまき散された公設小賣市場は所謂下層民や少額收入者の生活難を輕減する社會政策的のものであつたが、昭和二年十二月開設せられし、京都市中央市場は既に産業的となり、一般市民（下層階級及少額收入者だけでなく、富者をも、高級官公吏、高級會社員商店員をも、學者、軍人をも相手とするところの）の台所たることを期するにいたつた。こゝに於て、市場は社會政策の本營たる内務省より産業政策の本營たる商工省に移管せられた。かくて商工省は産業政策として市場を運營することゝなり、最早市場は困窮の輕減除去に關係のないものとなつた。かくても、それは社會事業たるに變りはないので、こゝに現實、我國の社會事業は積極的なものに轉成せられたわけである。更らに社會教育とか、公民教育とか、成人運動とか、青年運動とかといふものが次から次へ現はれて來たが、これ等のものが全く、又は、多分に積極的なものであるといふことは明かである。公園も、各種の博物館、美術館などいふ

ものも一種の社會事業であるが、これ等のものは古くから存在して居り、社會事業が今日急に積極的なものになつたわけではない。元來社會事業なるものを消極的なものだとして取扱つて來た學者が誤つて居たのである。社會事業は本質として消極的なるよりも積極的なるのである。こゝに於て、積極的に社會の福利を増進するもの又社會事業であると解釋しなくてはならぬ。

三、社會事業は人間生活の完成を目的とするものであるとする説（綜合的社會事業、超越的社會事業）

社會事業は困窮を輕減除去するものであるが、困窮を輕減除去するといふ義は、それによつて、やがて、社會の福利を増進せんとするに外ならぬ。然らば消極的な手段は積極的な福利といふことゝ初めから連絡を取つて居るのであつて、兩者は初めから離れては居ない。「困窮」を除去することは社會の「福利」を

目標とするといふ義に於て、その前半は消極的觀念、後半は積極的觀念であり消極と積極とは、こゝには結合して居り綜合して居る。これによつて社會事業は綜合的なものだといふことが分るであらう。私はこの一點を分析露出することによつて、綜合社會事業なる一新部門を開いたのである。

實は社會事業は初めから「人間生活の完成」を目的としてゐる。困窮を輕減除去するとか、社會の福利を圖るとかといふことは、何づれも、人間の生活を完成する手段に外ならない。言はゞ、人間の生活を完成せんが爲めに、困窮を輕減除去するのであり、社會の福利を増進するのである。人間生活は山の頂であるが、麓より分け登る道が二つあるのであつて、右よりするものは困窮説、左よりするものが福利説である。この兩者は頂に近づくに従ひ綜合し、こゝに綜合的社會事業となるが、頂點にいたり、綜合したものは再び一つとなり、一切を超越するところに統一的社會事業なるものが現はれる。これを私は超越的社

會事業と稱する。山の頂きにいたり、分れたものは融合して、總がゝりて、一層適切には一體となつて、人間の生活を完成することを目的とするにいたる。

こゝに於て、社會事業觀念は初めて成長を終り、完成體となつたのである。

社會事業を以て貧者病者及弱者の苦痛や貧困を輕減除去するものであるとする舊説は今や一步を進めなければならぬ。産業的市場や、社會教育や、博物館美術館などは積極的に國民の福利を増進することによつて社會事業觀念に一階段の上昇を促すが、單に物資を供給したり、社會的な教育をしたり、美術工藝を觀覽させたりすることは無意味でないか。これ等は何づれも人間生活の完成を目標とするものではないか。人間生活を完成するために市場組織を整齊し、社會教育を行ひ、美術工藝思想を發達させるのである。この外、何の意味もないのだらう。然らば、究極、社會事業は人間生活の完成を目標とするものといふことができないであらうか。

かくて、私は西洋と日本とに於ける社會事業學者の提出する斷片的部分的見解(困窮説や、福利説などは何づれも盾の一面のみを見たものであるから)を統合し、独自の社會事業觀念を確定し、これによつて、社會事業の意義を定むるに至つたのである。私は部分的斷片的なる觀念より一步を進め、「人間生活の完成」を目的とするもの即ち社會事業であるといふ斷定を下す。

次に、この斷定を定義に集結するであらう。

四 社會事業の定義

これまで説明せしところにより、社會事業は四の部門により成立することを知る。

一、社會事業とは社會の缺陷を輕減し除去するものである。この部門の社會事業は困窮を除去することに向けられるもので、大體、これまでの困窮説に當

る。この部門の社會事業は消極的なるものであるから、私はこれに對し「消極的社會事業」なる命名を與へる。

二、社會事業は社會の福利を増進するものである。

「社會事業概論」では、この部門の社會事業の目標を「社會生活の發展」として表示してをいたが、兩者いづれも同一である。社會事業は現實、消極的なるもの、外積極的なるものとして開展して居り、歐米諸國及我國の社會事業の研究に於て、特に目立つことは、この部門の社會事業が急速増加する一事である。困窮を輕減除去する初手の方法はやがて積極的なものとなり、國民生活の充實や發展を圖り來るのであつて、歐米何づれの國と雖も困窮より福利に進轉しないものはない。かくて、學說の上に於ても當然、困窮説は舊説として更らに福利説が擡頭し來らなければならぬ約束のものである。この部門の社會事業を私は「積極的社會事業」と呼ぶ。

三、社會事業は困窮と共に、福利の實現を「一體」として企圖するものである。

社會事業は單に消極的なものでもなく、又單に積極的なものでもなく、兩者は如何にしても綜合しつゝ發展し來るものである。困窮と福利とは何づれも人間生活の完成を目標とし、その目的に向つて、或は困窮を輕減除去し、或は國民の福利を増進するのである。單なる困窮の除去にも、單なる福利の増進にも意味はない。困窮を除去して如何なる目的に達すべきか。これによつて人間生活を完成するのではないか。福利を増進して如何なる目的に達すべきか。これによつて人間生活を完成するのではないか。よつて、人間生活の完成なる一如的觀念の要素として兩者は綜合すべきものであり（分離することはできないから、觀念の性質上できないから）これが當然社會事業たるべきものであるから、觀念の自づからなる開展として社會事業は綜合的なものとなつて現はれ來るのである。これを綜合的社會事業といふ。

四、社會事業は人間世活の完成を目的とするものである。

綜合したものは一體となり、要素は彼此區別すべからざるにいたる。初めは消極だの積極だの言つて結合してゐるから、所謂綜合であるが、綜合状態は一轉して一如となる。この一如即ち「人間生活の完成」である。消極的社會事業は「困窮」を、積極的社會事業は「福利」を、綜合的社會事業は「困窮及福利」を超越的社會事業は「人間生活の完成」を各目標とする。

人間生活の完成を目的とするものを超越的社會事業といふ。

こゝに於て、四の部門を綜合し、私は社會事業に左の如き定義を下す。

社會事業とは文化的基準に則り、人間の生活を完成するために（以上超越的社會事業）社會の缺陷を除去調整し（消極的社會事業）生存の合理的方案を目標とし（積極的社會事業）更らに、これを統一して綜合的案により（綜合的社會事業）人間生活を完成することを目的とするものである。

文化的基準に則りといふことは當時の文化的水準に達せしむることを標準とする義である。何人も其當時の文化的水準に達しなければ健全なる國民生活をなすものといふことはできない。よつて、社會事業は當時の文化的水準に國民を高むることを目標とする。人間生活の完成は社會事業の目的であるが、一と先づ、當時の文化的水準に達することを目標として社會事業は進むのである。かくて、その當時に於ける人間生活の完成となるが、人間生活の完成といふことは、その究極のものでは、一層完全なる終極的のものを豫想するから、文化的水準は漸次に高まり、かくて人間生活の完成なる理想的目標に接近しようとする。定義のうち「社會の缺陷を除去調整し」は消極的社會事業に當り、「生存の合理的方案を目標とし」は積極的社會事業、「これを統一して綜合的案により」が綜合的社會事業、「文化的水準に則り、人間生活を完成する」が超越的社會事業に當る。

一「社會事業概論」(一一—二四頁)

この文獻はやがて發表する私の主著「社會事業學原理」を基礎づけるものとして専門的に書いたものです。本書は通俗を旨としましたから正確を缺く虞れがあります。更らに、「概論」第一篇第一章及第二章の「社會事業の概念」及「社會事業概念論」を併讀して下さい。

「概論」の第一章は本書第一章に於ける概念論の専門的の記述です。第二章は歐米諸學者の概念論を分類して示し、これを批評したものです。

二、「社會事業概念の研究」(「社會學雜誌」第四十二卷、第一〇—一二號)

この論文は私のこれまで發表せし社會事業概念論の最も詳細なるもので、且専門的な論文であります。一層進んで詳しく概念の究明を志さるゝ讀者はこの論文をも御參照下さい。

第二章 慈善事業

一 慈善事業の意義

世上流通して居る「慈善」なる概念は頗る不正確、頗る曖昧な意義をもつて居る。然らば、慈善とは何であるか。それと社會事業とは如何に區別せらるべきか。善行とか人道とかいふ文字が流通して居るが、それ等は如何に慈善に關係するか、明確に決定了解しなければならぬ。

次項にいたり、慈善事業と社會事業とを對比し、兩者の區別を組織的に區分するから、こゝでは、慈善の觀念を明確にするため、それをめぐる曖昧なる觀念を除去する方針に於てのみ社會事業やその他類似の觀念に觸れるに止る。

救助といふことは無告若くは無援 (Hilfslosigkeit) といふことを含み、無告無

援の者が存在するため、憐愍の心や惻隱の情を動かし助けるといふ社會的行動が現はれてくる。然るに、最初現はるゝ助けるなる行動は個人より個人へといふ式の個人的善行 (Persönlichen Wohltätigkeit) であるけれども、次に、集團現象としての困窮が現はるゝにいたり、個人的善行は集團的善行に轉化する。集團現象としての困窮とは、困窮が數多く現はれ、これが一團として現はれて來る義で、たとへば、勞働者が一人づゝ困窮を遡へて居るのでなく、勞働者全體といふような集團が困窮を遡へる場合、若くは、貧民が一人づゝ困窮に苦むのでなく、貧民全體といふように集團として苦む場合、これを個人的困窮に對して、集團現象としての困窮又は簡單に「集團的困窮」といふ。そこで、救助には、個人を助ける個人的救助と、集團を助ける集團的救助の二類があることが分らう。前者を慈善的救助(慈善事業)後者を社會的救助(社會事業)といふ。それ故、慈善事業とは個人へ向ふ救助である。

善行 (Wohltätigkeit) といふことは個人的な善良な行爲を言ふのであつて、集團救助たる社會事業には用はない。社會事業に於ける善なる動機を「人道」(Humanität) といひ、慈善事業に於ける善なる動機を善行といふ。それ故、「慈善」と「善行」とは同義ではなく、慈善は善なる行爲、善行はその動機即ち心地に關する。

慈善は個人より個人への救助であるといふ。然らば慈善を一層よく表示するものは「隣人愛」である。社會事業の目標は國民、乃至、全人類の福祉であるが、慈善事業の目標は隣人の福祉である。それは隣人への愛からである。慈善に於ける愛の義はこれに宗教的意義が附加せずしては了解することはできない。慈善は天上界の聖事であるが、社會的救助(社會事業)は地上の商取引である。慈善は單に地上の義務として隣人に奉仕するのではなく、それに宗教的意味が附着して、神明の聖意として、神喜び給ふ、神望み給ふものとして、即ち神の

愛より出づるものとして、これを隣人に分ち及ぼすことによつて成立する。神の望み命ずるものを隣人に向つて行ふ、これが慈善の慈善たることである。それ故宗教的意義若くは理想主義的な意味が附着しないものは慈善とは言はれない。單に救助上の商取引に過ぎざる社會事業の出現によつて、慈善事業が敗走する如く考へるのは由々敷き謬想である。

かくて、慈善の特質の中に心情といふことが自づから入つて来る。物として救助するのが社會事業、情をもつて救助するのが慈善事業である。社會事業では人が助けられさへすれば、情があらうが無からうが宜いわけだが、慈善事業にあつて情がなければ、それは最早慈善ではないとする。社會事業には形が肝要だが、慈善事業には心が大切である。慈善とは神の愛で神の愛を隣人に分ち及ぼすもの即ち隣人愛に外ならぬ。更らに、それは、隣人愛の精神を以て靈的に精神的に身體的に困窮する者を助ける愛(Helfende Liebe)であり、心からの愛

を加へることである。それ故、慈善は神に酔へる心をもつ。この源泉より發する甘露を隣人に分ち與ることが慈善である。慈善に於ては、物よりも心が先きである。すなはち、慈善は心情的な事業であるが、社會事業は外的な作業である。慈善とは羅典語 *carus* より出で、愛とか信とかといふ義を表示するが、それは何づれにしても心情(Gesinnung)に關し、心のうちに神明に通ずる誠を以て隣人の幸福を冀ふことである。

そこで、社會事業では物を與へることが大切になるが、慈善事業では心を與へることが主眼である。詳しく言へば、慈善事業の助けることは心と共に物を與へることである。心なく情なき施與は慈善事業では毫厘の價値もない。愛とか慈悲とかといふことが慈善の精髓である。慈悲に堪えず、金品を施與する、これがいみじくも美はしき慈善である。慈善は神々しく、到底地上の作業でなく、天上の行事である。心靈と精神とを清め、これを純なものとして向ふ。そ

ここに慈善が生ずる。隣人の外形に關するのではなく、その内界に入り込み、その内觀に關與することによつて奉仕せんとするもの即慈善である。同類の苦み惱みの中に入り込み、心からこれに同情し共鳴する、かくて第一次的な聖事を終り、次に金品の施與に轉ずる。心情のなき施與はこの上なき醜事である。金品の施與は善なる心情の開展であり表現であるまで、ある。かくて、救助の故に救助する聖事と、報酬のために救助する俗事とが慈善に於ては區別せられる。救助の故に救助することはそれ以外何ものも望まざる心境である。隣人が助けられさへすればよい、慈悲の念が現はれさへすればよい、とすることこそ眞の慈善である。聖アツシやエリサベスのように神に酔える愛と人間愛の至境に達するものこそ慈善の上乗なものである。然るに、何かの返報を期待して慈善をすることが多く行はれる。個人より個人へ誠を以て施すのを厭ひ、官公衙で表彰せられるを目當として、世間に褒められる心地を以て施すものが如何に多

いかに想倒するときには、聖アツシのような天上界の聖事は容易に人間界には行はれぬことを知る。かくて、慈善は稀有な天上界の聖事として如何程讚美するもその足らざるを覺える。救助の商取引の出場によつて、その無限の價値を減損するが如きは、社會事業界が如何に無理想であり、助ける意味を無視没却するか分る。眞の慈善は利他より發し、似而非慈善は利己より生ずる。眞の慈善に於ては冷かな心情のない施與はそれ自身矛盾である。

慈善事業は餘りに善心なことに集中するばかりで、無組織に流れ易い。心はあるが術がない。これに對し社會事業は科學により開拓された技術によつて救助する。然るに我國の社會事業家は技術の傳習及習得に不熱心で、全國の社會事業は今や全く亂雜なるものとなり了り、効果の見るべきものがない。社會事業家、社會事業吏員は學習する用意を缺き、特志家(方面委員等)なども亦何等學習して技術を習得する用意なき風潮滔々として全國に横流しつゝある。これ技

術を分擔して慈善事業以外現はれ來りし社會事業の趣旨を全く没却するものである。社會事業關係者の反省一番、社會事業を無用の長物たらしめざることを要する。

さて、慈善事業は社會事業に對し心があつて技術に乏しい。そこで、慈善事業の心を活かす方法が要るが、私はこれを拙著「貧民政策の研究」に於て初めて研究の上發表した。私は慈善事業の心情と社會事業の技術とを同時に活かし、兩者を融和する方法を發見し、これに統合社會事業なる命名を與へた（これについては上掲拙著を見られたい）

二 慈善事業と社會事業

慈善事業の意味は前節によつて明白となつた。これに對し、社會事業の特質も同時に一層明かになつたわけである。よつて、こゝには、簡單に兩者の特質を要項として舉示するに止める。

一、慈善事業は個人的であり、社會事業は集團的である。

慈善事業は個人より個人へといふように、個人を相手として救助を進めて行く。貧民とか労働者とかを救助する場合、隣りの貧民、向への失業者といふように個々人を救助する。この個人的救助は無限に價值のあるものであるが、その及びうる範圍には限りがある。言はゞ、質は無上であるが、量には限りがある。貧民、乃至、労働者を一々救助すれば夫々適切な救助を遂行することができるが、數百萬の貧民や労働者には何年たつても及びがたい。これに對し、社會事業では貧民を集團として救ふ、労働者もかようにして助ける。すなはち、個々の貧民や個々の労働者を助けるのではなく、「貧民全體」とか「労働者全體」とかに向つて一括救助する。こゝに於て、忽ち、全國の貧民や労働者に普及する。これ、量に於ける優れた方法たる社會事業の特質であるが、その代り、一人々

々調べて適切なる救助を遂行することができない缺點が附隨する。

二、慈善事業は具體的であるが、社會事業は抽象的である。

慈善事業ではありのまゝの貧民とか労働者とかを如實に救助する。眼前に現はれた個々人の苦痛を取扱ひ、これに愍みを加へる。これに對し、社會事業では「貧民全體」とか「労働者全體」とかといふ抽象物を取扱ふ。かようなものは觀念上の存在で、事實存在するのではない。そこで、社會事業では自づから冷淡となり機械的となるを免れぬ。

最初、困窮は個人的なものであつた。それは個人的なものとして現はれた。慈善事業時代には困窮は個人的なるものであり、個人的困窮が主たるものであつた。然るに、文化の増進に伴ひ、社會は複雑となり、困窮は個人的原因より來る個人的困窮にあらずして、社會や環境より生ずる一般的なもの即集團的困窮なものたるに至つた。社會状態が複雑となるに従ひ、諸種の困窮が集團現象

として現はれ來り、それは個別問題にあらずし、集團問題 (Massenproblem) たるにいたつた。こゝに於て、個人的困窮の時代即慈善事業時代は去り、集團的困窮の時代即社會事業時代が現はれてきた。社會事業は個人を取扱ふ技術にあらずして、集團を取扱ふ技術である。慈善家は個人を取扱ひ、社會事業家は「貧民全體」とか「労働者全體」とかといふ集團を取扱ふ。

そこで社會事業は國民 (Volk) 或はその中に含るゝ部分的全體たる諸々の要救護者 (Verschiedenen Gruppen der Hilfsbedürftigen) を全體の見地によつて救護するものとなり、全體を對象とするもの即社會事業といふことになる。私は救助の見地を「全體見地」と「個人見地」との二に分ち、全體見地を社會事業となし、個人見地を慈善事業とする。社會政策の見地は全體の見地の中に含るゝが、それはその一分枝としての階級見地である。全體見地は社會事業の單に集團といふ全體見地と、社會政策の階級といふ全體見地との二に分れる。慈善事業は個

人的困窮を取扱ひ、個人的困窮が集團的困窮に取つて代へらるゝや、集團的困窮を取扱ふ社會事業が現はれてきた。

三、慈善事業は心情によるものであるが、社會事業は形體によるものである。

この區別については、精確には、慈善事業は主觀によるものであり、社會事業は客觀によるものとしなければならぬが、「社會事業概論」五七—六〇頁參照）なるべく専門的な用語を避くるため、本書に於ては「心情」と「形體」といふ文字によつて解釋して行く。

慈善事業は人間の精神を觀照し、心情によつて相手に結び付く行事である。慈善は內的に被救助者の苦痛や困窮に參與し、恰も對者が感ずる苦痛と困窮とを有りのまゝに我ものとして思ひ浮べる。それ故、隣人の運命に內的に參與することなくしては慈善家なるものはあり得ないのである。これ、社會事業が形體上救助せらるれば、その内觀が如何あらうとも、それで救助の目的が達せら

れようともその他何であらうとも問ふところにあらずとするものと根本的に異なる所以。社會事業にあつては助けるといふ自覺がなくても、助けられるといふ意識がなくても宜いが、慈善事業は助け助けられ、奉仕し、感謝するといふ意識を條件としてゐる。

これによつて、慈善事業は心情によるもの、社會事業は形體によるものといふことが分るであらう。

三 慈善事業は無組織的であるが、社會事業は技術と組織とに依頼する

慈善事業にも無論組織がある。それは如何に支離滅裂な救助をしようとも關するところにあらずといふのではない。個人的救助にも方法がある。それは一定の方法に基き、救助の効果を現はさんと力むるものなること、社會事業と異

りはないが、併し、慈善事業はあまりに善心で心情に傾き過ぎるため、時に同情に過ぎ却つて濫救にいたる虞れがある。慈善事業に濫救の非難あるはこれが爲めである。これは慈善家の誠慎しなければならぬことである。

併し、愛による慈善は無限に貴い。これに對し、社會事業は輓近研究發達せし學理と技術とによつて能率と効果を擧げんとする。これは、社會事業に於て初めて期待しうる特長であるが、社會事業は物の世界に入り込み、恰も人間を物であるが如く外形より救助せんとして、貴き心情と善心とを失ふ。社會事業では、單に機械の如く助け働くといふようなものになり易く、同情も共鳴もなく、たゞ助ける事實がありさへすれば宜いといふことになり易い。こゝに社會事業家の反省しなければならぬ要點がある。

四 慈善事業の定義

以上の分析を通じて、私は慈善事業に左の如き定義を下す。

慈善事業とは文化的基準に則り、任意的動作により、個人の生存を保全するために個人の缺陷を輕減除去し、その福利を増進し、兩者を綜合して人間生活の完成を企圖することを目的とするものである。

慈善事業に對するこの定義を私の社會事業の定義に對比すれば明に慈善事業の特質を指呼することができる。こゝに「任意的動作」(Freie Thätigkeit) と云ふのは、法的強制的にあらざる任意な行動といふ義である。慈善家は法によつて善行をするのでも、法規の命令によつてそれを實行するのでもなく、自由意志によつて任意に實行するまでである。そこに任意的動作として慈善家の善行を特徴づけるであらう。

慈善事業の第二次的目標は社會事業と同じく「當時の文化的水準」であり、第一次的には「人間生活の完成」を目的とする。この事について社會事業を解釋す

る際明白になつて居るであらうから茲では省略する。社會事業では、社會を相手にするから「社會の缺陷を除去調整する」のであるが、慈善事業では個人を救助するのであるから、「個人の生存を保全」することとなり、相次いで、「個人の缺陷を輕減除去する」こととなり（消極的社會事業に當る）「その福利を増進する」ことに於て積極的意義を表示し（積極的社會事業に當る）兩者を綜合することに於て綜合的意義を示し（綜合的社會事業に當る）終りに「人間の生活を完成する」に於て終局的目標を表示する超越的社會事業に當る。

これによつて、慈善事業と雖も、消極的、積極的、綜合的、超越的な四道を經て人間性を完成するものなることが理解せられよう。

私の慈善事業の定義は本書に於て初めて發表したもので、學として組織せし「社會事業概論」にも示してないものであります。

一、「社會事業概論」に於ては慈善事業は第一編第五章「社會事業と慈善事業」に取扱つてゐます。そこでは、慈善事業は社會事業に比較對照して、その眞髓を明らかにする方法をとつてゐます。

二、社會事業は集團を對照とし 慈善事業は個人を對象とすることについては「概論」の「個人と集團」(五〇—五四頁)に説明されてゐます。

三、慈善事業は具象的であり、社會事業は抽象的で、共通な困窮を對立とする義は「具象と抽象」(五四—五七頁)に説明してゐます。

四、慈善事業は主觀に終始し、社會事業は客觀に居る所以は「主觀と客觀」(五七—六〇頁)に説明されてゐます。

五、社會事業は組織的であるが、慈善事業は無組織的であるといふことについては「組織的と無組織的」(六〇—六二頁)に説明されてゐます。

六、本書に於ては、人道と溫情とが社會事業に對比して説明されて居ませんがそれについては、「概論」第一編第六章「社會事業と人道及溫情」(六四—七六

頁)に於て説明されてゐます。

第三章 社會政策

一 社會政策の特質

社會政策は集團的なるものである。それは慈善事業の如く、個人を目標するものではなく、集團を目標とするものである。それ故、個々の貧民や労働者は慈善事業の目標であつても、社會政策の目標ではない。それは、「貧民全體」とか「労働者全體」とかといふことにして取扱ふもので、個々人の運命に關與するところはない。

然るに、社會政策に於ける集團といふことは階級的なるにある。即ち、社會政策に於ては「階級的集團」を目標とする。それ故、社會政策は「全體」と「階級」を目標とするものであると言へる。更らに、それは、「階級的な全體」を目標とする。「労働者全體」といふことは労働階級全體といふことで、それは全體であると共に、階級に關する。労働者は一つの階級であつて又全體でもある。

社會政策を定義するに「特定階級」とか「第四階級」とか「工業賃金労働者」とかといふ文字を使つて居るがこれ何づれも階級に關するものたるを表示する。社會政策は特定階級の利害を目的とする政策であるとか、第四階級の福利を圖るものだとか、工業賃金労働者の利益を目的とするものだと言ふのであるが、これ何づれも特定階級の福利に關することである。その上、一階級全體の福利といふ意を含んで居るから、社會政策は階級政策にして全體政策であると言ふべきである。

次に、如何にして社會政策は特定階級の利益を圖るかと言へば、階級對立を緩和することによつてその目的を達するものであると言へる。階級間の差別や

距離が大であることが、やがて、特定階級の福利を削る所以であるから、兩者の距離を減縮することによつて、階級對立の緩和を圖ることを旨とする。然るに、階級的な距離と差別とを減縮するには上層階級を引き下げて下層階級に接近せしむる方法と、下層階級を引き上げて上層階級に接近せしむる方法とがあるが、社會政策では後者に依ることとする。そこで、なるべく、下層階級の所得を上昇せしむることによつて兩者の距離を減少せんとする。

社會政策は階級の福利を圖り、尙ほそれは一階級の全體に關するもので、その目標たるや階級的對立を緩和することにあるが、その手段は慈善事業の如く任意的動作ではない。社會政策に於ては、救助をするもしないも任意であるといふのではなく、必ず救助しなければならぬ強制的なもの法的なものである。救貧法を發布するとする。然るに、その救貧法が社會政策である限り、貧民を任意的に救助するといふのではなく、一律に法によつて強制的に救助せんとする

るのである。慈善事業の手段は任意であるけれども、社會政策の手段は法的強制的である。

そこで、社會政策とは法的強制手段を通じて、特定階級全體の福利を圖り、その階級的對立を緩和することを目的とするものであるといふ斷定に達する。

二 社會政策と社會事業

社會事業も社會政策も集團的なもので、「貧民全體」だの「労働者全體」だのといふ集團を救助することに關する。然るに、全體の程度は兩者に於て多少異り社會政策は嚴密にいふ全體であるけれども、社會事業に於けるものは略ば全體といふ程のゆるやかなるものである。こゝに於て、社會政策の全體を第一次的全體といひ、社會事業の全體を第二次的全體といふ。

次に、社會政策は階級的な全體であるけれども、社會事業は單に全體である

に過ぎない。併し、全體の意義は社會政策と社會事業とに於て多少異つてゐる。社會事業は社會政策に對しては個人的であつて、個人の運命に關與することができる。社會政策は階級全體を抽象物として、その運命と福利とに關與するだけだけれども、それに對して、社會事業は全體でありながら、嚴密に、これを抽象物とせず、多少個人的意義をいれ、個人的に取扱ふことができる。それ故、社會事業は慈善事業より社會的(集團的)であるけれども、社會政策よりも個人的である。

社會事業は諸種の集團に屬する要救護者(Verschiedenen Gruppen der Hilfsbedürftigen)を全體として取扱ひ、また、これ等を總て含めて國民を全體的見地に於て取扱ふときは國民(Volk)はその中の諸集團の如く社會事業の對象たりうる。

社會政策は階級政策であるけれども、社會事業は階級には關係なく、全體で

ありさへすれば宜い。社會事業の關與するところのものは全體である。それ故社會政策に於ては、階級に屬する者はそれを全體として救助する見地に於て救助され、社會事業に於ては全體に屬する見地によつて救助される。すなはち、社會政策は階級によつて救はれ、社會事業に於ては全體によつて助けられる。社會事業は個人を救助する技術ではなく、全體を救助する技術である。

社會政策にあつては、階級的對立を緩和し、下層階級を引き上げて上層階級に接近せしむることが救助の意味するところであるが、社會事業にあつては、全體を調整することを目的とし、その中に含るゝ個人が劣弱なるときは、全體の調子を狂はせるのであるとして救助する。それで、社會事業の救助は全體の調整、社會の調和を目的とするものであると言へる。

三 法 と 愛

慈善事業は純粹愛の行動であるが、社會政策は主として法であり權力である社會事業は慈善事業と社會政策の中間に来るもので、法に關するけれども、愛をいれうる。すなはち、社會事業法といふように、法によつて社會事業は運營せられるけれども、それには愛が多分に含れてゐる（社會政策に對し）殆んど愛のないものが社會政策、多少愛のあるものが社會事業、純粹愛によるものが慈善事業である。社會事業は任意行動であつて、法には關係がないといふ學者があるけれども（ライゼ、フランケ、ヘエデ、マーリング氏等）私はこれに反し、かくの如き斷定を下す。社會政策は主として法であり權力であるけれども、社會事業は主として愛であり（社會政策に對する意味に於て）法を附隨すること。

一、本書に取扱つてゐる社會政策の特質については「概論」（今後「社會事業概論」を省略して單に「概論」と記す。）第一編第三章第三節「社會政策の本質（三三—三七頁）に於て取扱つてゐます。そこでは、社會政策の階級的なることを述べ、社會政策は階級政策であるとして、諸家の定義を掲げ、社會政策の狹義廣義の限定を示し、社會政策の内容の何であるやを提示してゐます。それに、社會事業の「全體」に對する「階級」の意義を明にし、法と強制とについて述べてゐます。

二、その第一節「社會事業の本質」（二八—三二頁）については、それと社會政策との區別を明示してゐます。社會事業は法的規範と愛との結合するものであること、その基調は愛であること、全體を目標とするが、個人的意義をいれること、竟にそれは「人間より人間の救助」形式に相通するものあることを明かにしてゐます。

三、第四節「社會事業と社會政策の分界」（三八—四一頁）に於ては本書に於けるよりも一層嚴密に兩者の區別を施してゐます。

四、本書に於ては、社會事業政策と社會政策との關係を取扱はなかつたけれど

も、「概論」には、第一編第四章(四三—五〇頁)に於て、これを取扱ひました。その目次左の如し、

- (一) 社會政策、社會事業政策、社會事業
- (二) 社會事業政策の本質
- (三) 社會事業と社會事業政策との分界
 - A 社會政策
 - B 社會事業政策
 - C 社會事業

第四章 心情社會事業

一 二種の社會事業

社會事業は心情に基くところの社會事業と、集團に基く集團社會事業(概念社會事業)との二に分れる。よつて、社會事業の性質を露出するために、一方には心情社會事業を説明し、これに宗教社會事業を附加し、他方では、集團社會事業としては官公社會事業を説明することとする。私的社會事業は心情社會事業であつて、又その中に説明せらるべきであるが、公的社會事業に對して説明するを便とするを以て、官公社會事業を説明せし後、私的社會事業に移ることとする。

まづ、心情社會事業と集團事業とを説明しよう。

二 愛の社會事業

社會政策に比ぶれば社會事業には愛が多分に含れる。社會政策にあつては主として法であるが、社會事業にあつては主として愛である。法と愛との關係に

於て、法は畢竟愛を實現する手段であると見るべきであるから、この意味に於ては、愛の事業たる社會事業の方が重要だと言はなければならぬ。たゞ、それが純粹愛なる慈善に比ぶれば、劣弱であると言ふに過ぎぬ。社會政策は法によるもので、正義の觀念に支配されるが、これに對する意味では、社會事業は正義に對し愛であつて、冷淡なる社會政策に比し一段の溫味を加へると言ひうる

三 心情と生命

心情社會事業は生命社會事業と同心一體である。社會事業には心情といふことが何よりも大切である。救助の能率や効果も大切だが、それよりも心情が含まれ不死の精神たる慈悲や愛が動くことが何よりも大切である。心情は神として輝く。任意的な犠牲的な理想家の貧苦など困窮を癒すところに神々しき事業があるのであり、情なく愛なき社會事業は無限に淋しく頼りがない。人間を愛

し同類を尊として奉仕するところに社會事業の高貴な精神が現はれる。社會事業——心情社會事業家は理想家であり、人道主義者であり、愛の權化である。

その上、心情社會事業は生命そのものである。集團社會事業は知識によつて救助するが、心情社會事業は情によつて救助する。こゝに心情社會事業と知的社會事業との對立がある。集團社會事業の何であるやについては既に説明したが、それは抽象的に同種の困窮をまとめ、一舉にこれを救助する方法である。それは貧民を救助するとすれば、斯くの如き條件を具備する貧民はその數の如何にあれ、凡て一律なる方法を以て一舉に一括救助することを主義とするといふ類である。そこで集團は一舉に救助せられるが、その救助たるや、抽象的なものである。困窮と言つても、諸々の原因の錯綜せるもので、たとへば、不良兒なるものは身體的に缺陷あるものであり、精神的には低能である、また、それは環境の不良なる故であり、家庭の醜惡なためであり、乃至、貧困なる故

による等、諸種原因の錯綜關係から生ずる産物である。然るに、集團社會事業の救助方法を以てすれば、たとへば、身體的缺陷だけを切り離して、これと同一なもの、その數如何に多くとも、同一な方法を以て一律に救助し、低能なるものも亦その他の原因と切り離して、そのみをひとまとめとして救助し、かくて、環境、家庭、貧困等いづれも同様に切り離して治療を加へて行く。かくの如く、部分のみを遊離して救助する方法は即ち集團的救助方法であるが、これは不完全な方法で、眞の意味に於ける救助にあらざるは明かである。

今の場合、先づ貧困のみを切り離して救助するとする。かくて、貧窮を救ふことにはなるが、精神薄弱といふことは、これによつて治療せられない。精神薄弱のために職業能力なく、従つて、自活することができず、その上、誘惑に抵抗することできないとすれば、貧窮を救つても依然不良兒たるに變りはない抽象的、集團的救助の不完全なるものであるといふことは之れによつても理解することができぬ。

然らば、眞に救助することは諸々の困窮を一時に錯綜關係に於て救ふことであらう。身體上の缺陷も、精神薄弱も、環境も、家庭も、貧困も同時に救はなくてはならぬ。これ以外、眞の救助と稱するものはない。その上、これを組織立てなければならぬ。諸々の困窮が一定の方式に結合して不良兒となり、墮落婦人となり、貧困者となるのであるから、夫々の場合に對當して、結合方式即ち一定の錯綜關係に組み立てなければならぬ。この錯綜關係を全一にまとめるときは、それは即ち生命となる。

生命を以て窒素炭素等五元素の結合せしものとすれば、生命は元素が一定の結合によつて生ずる現象であつて、各元素は無論生命ではない。そこで要素を遊離する刹那、生命はバツと消えて了ふ。知的社會事業は要素を分離するもの分析によつて救助を遂行せんとするもので、要素の救助とはなるが、生命その

ものゝ救助とはならない。生命そのものを救助するものは心情社會事業である。

心情は全的の光景より生ずるもので、全き結合たる生命よりのみ生ずるもの。これを逆に見れば、心情なるものは生命の表現する機能であつて、心情のあるところ必ず生命がある。心情は分解することができないが、生命も亦さうである。こゝに、全的で惑いと情けと愛とを有つ心情社會事業なるものが生ずる。

四 婦人と心情社會事業

婦人は概念的なるよりも直觀的である。婦人には男子のように事物を分解しこれをばらばらにほぐす能力がない。それ故、婦人の言表は曖昧で要點や結論がどこにあるか分らないようなものである。女中の傳言は徒らに冗長で要點を捉えがたく、書生の報告は簡單で要點と結論とに富み、直ちに要領をつかみうる。女中は直觀的、書生は概念的である。女中は全的に感得したゞけで、如何にこれを言表するかに苦み、書生は分析的に理解し、これを巧みに言表して要領をつくすことができる。

婦人の本領は心情的であつて知的でない。それ故、婦人は全的な心情社會事業の擔當者として適當であり、男子は部分を切り離して集團的に救助するところの集團社會事業に堪能である。男子は知識を用ゐて要救護者の結合する困難をばらばらにほぐし、その一々について救助を進める。これに對し、女子は分解の能力なく、また、知的に了解することもできないから、感得悟了するのである。感得や悟了からは困窮者の状態を細かに言ひ表はすことはできない。たゞ、何となく斯様なものと指呼しうるだけである。

かくの如き説明に於て、一見婦人の特質より來る心情的な救助は低劣なものと考へられるであらう。併し、生命とは何であるか、その部分たる要素とは何

であるか、乃至、眞の救助と言はるべきものは何であるかに相倒すれば、直ちに婦人の特質より發する直觀社會事業の優れたものと言ふことが分るのであらう。

生命を要素に分てば生命は死んで了ふ。生命の殘滓たる要素を救助の相手とするのが男子の特色である。概念的であるといふことは分析的であるといふことであり、直觀的であるといふことは綜合的であるといふことである。婦人の直觀的なることについては既に説明した。婦人は要素よりも生命それ自體をつかむ。こゝに、婦人の優れたる特色がある。婦人の特質より發する社會事業こそ純眞な完全な社會事業である。

五 特志家と心情社會事業

特志家の奉仕は高き價值のあるものである。この事は官公社會事業を説明するにいたり明瞭となるであらうが、特志家の奉仕は心情的なるものであり、官公團體の事業は知的で、能率と效果とを目標とする。

特志家、慈善家、善人といふ類の人々は愛と情とを以て困窮者を救はんとする。官公團體には規則とか法則とか庶務細則とかといふものはあるけれども、其所には愛や情がなく、又あつても極めて稀薄である。かくの如き愛や情は時に官公團體には無用の長物である。それよりも能率と效果とが大切である。官公團體では愛があるか情があるかと問ふよりも、そこに能率があるか効果があるかと訊かなくてはならぬ。慈善家、特志家、善人には規則だの細則だのといふうるさいものはない。そんなものが瀕出するとすれば情も愛もかれ果て、了ふそこで、特志家は心情的であり、心情社會事業はその特有な持分であるといふことになる。これによつて、特志家の精神は貴く、又その事業は官公團體のものよりも優れたものだといふことが分るであらう。

私の社會事業組織論は特志者本位であつて、公的社會事業は従たる位置にくものとする。(この事については、特志家本位の貧民論を構成せし拙著「貧民政策の研究」を参照せられたし)この事は俗解と反對であつて、世俗の見解では官公社會事業が主たるものである。この誤解は今後根底より一掃しなくてはならぬ。實は官公團體と雖も、特志家を使つて仕事をする外はないから、特志家事業を首位として認むるにいたらざる限り、官公社會事業そのものも亦不振に陥らざるを得ないのである。官公社會事業の基礎は特志家である。特志家は心情的であつて、形骸に過ぎざる官公社會事業に生命を付與する職分をもつ。

一、「概論」では「知的社會事業と心情社會事業」(一六四—一六六頁)に於て心情社會事業を取扱つてゐます。

二、これについては、「概論」第二篇第八章第一節及第二節(一五五—一六四頁)に於ける性的社會事業を併讀しなければなりません。

三、なほ、性的社會事業と心情社會事業とについては「貧民政策の研究」第一篇第二章第四節「女子の救助上の特質」及び、第五節「心情的救助」に一層詳細に説明せられてゐます。

四、心情的社會事業については「體驗社會事業」の何であるやを知らなければなりません。これについては、「概論」第二篇第二章「概念社會事業と體驗社會事業」(九八—一〇頁)及び「貧民政策の研究」第一篇第二章「體驗的救助方法」(四二—八二頁)に明確に限定され分析闡明されてゐます。

五、愛と法則との關係については「概論」第二篇第六章「知的社會事業と公的社會事業」第一節「愛と法則」(一三一—一三六頁)を見られたし。

第五章 宗教的社會事業

一 宗教と社會事業

社會事業は經濟的だといふことで無論つきるものではない。社會事業にも分業がある。官公社會事業を主として經濟的だとし説明すれば、經濟的なる職業紹介や保險ばかりが社會事業ではない。婦人ホームは我國に於て閑却する社會施設であるが、これは道德的宗教的社會事業に屬する。墮落婦人の建て直しといふことは經濟的でもあるけれども、道德的宗教的でもあらう。單なる道德は強き動力を有たないもので、道德的形而學的情操によつて強められなければならぬ。こゝに特殊な意義をもつ宗教的社會事業なるものが現はれるであらう。隣保事業、融和事業の如きものも宗教と關係をもつもので、宗教的社會事業の一範類であらう。

そこで、資金が豊富であり權力のある官公團體の出現によつて、寺院社會事業、教會社會事業、宗團社會事業は不用に歸したといふ俗見の謬妄だといふことは一見明瞭である。社會事業には分業がある。經濟的なる官公社會事業によつて道德的宗教的なるものを兼ねることの能きるわけのものでなく、また、宗團が官公社會事業を一切代辨することをうるものでもない。

宗教社會事業は我國に於ても近年著るしき進出を見た。官公社會事業として發達しつゝある我國社會事業界に於ても宗教社會事業は衰敗するどころか、長足の進歩をなし發展を遂げつゝある。これ、即ち兩者の同一性質のものにあらざるを示すもので、今後益々宗教社會事業は擴張しなければならぬ。その外宗教社會事業は經濟的なる官公社會事業よりも一層高き價值あるものであるといふ自覺に達しなければならぬ。單に宗教家が官公社會事業の眞似と追従とにつ

きる如きはその本然の立場と使命とを忘失するものである。

二 社會と宗教

社會と宗教とは現代の特徴より相關々係にあることを見免すことはできない如何に兩者の分離を策しようとも、社會と宗教とは關係せざるをえぬ。たとへば、英國初期の隣保事業(善隣事業)にあつては、極力、社會と宗教との分離をはかつたけれども、如何にしても、兩者は交渉し關係する外はなかつた。

社會は宗教的となり、宗教は社會的となる。社會より幕開きをしても宗教的となり、宗教に始り心靈生活一天張りで進んでも、竟に、それは社會的となるこれが現代の特徴より生ずる自づからなる歸趨である。社會事業は宗教的社會事業たらざるをえざるに至り、宗教は社會的宗教たらざるをえざるにいたる。

社會化せざる宗教は現代に勢力をもつことはできない。救世軍の宗教的價值

はどんなものか知らぬが、その世界的發展の一理由は社會的なるにあらう。すなはち、救世軍の社會活動は著明なるもので、或は貧民救助をなし、或は勞働者問題に關與し、或は無料宿泊所をつくり、或は婦人ホームを設くる等終始社會改善に邁進した。かくの如く、宗教は社會と關係し、社會的なるものたるにいたつて、初めて繁昌することとなる。宗教より始つたものは竟に社會に向ふのが現代の趨勢である。かくの如く、社會より始つたものも亦宗教化するを免れぬ。次に、この關係を隣保事業について一觀するであらう。

三 隣保事業と宗教

隣保事業の元老カノン、バルネット氏は「布教は改宗をその目的とするが、隣保事業は相識をその目的とする。布教は組織と制度と機關とをつくるが、隣保事業は個人的感化によつてはたらき、人類的接觸につとめる」と言ひ、宗教

と隣保事業とを嚴に分界せんとした。これ明かにバルネット氏の誤解であつて隣保事業はその始めより既に宗教的であつた。隣保事業は人道的な社會運動であるが、この人道主義は宗教によつて刺戟され、その影響の下に現はれてきたものである。言はゞ、隣保事業は宗教的精神を表現せんとする社會運動の一形式である。宗教的信念と熱情とがなければ、隣保事業はその歩みを開始することができなかつた。それ故、バ氏の宗教は改宗を目的とするが、隣保事業は個人的接觸によつて同胞を高めることだと言ふのは、既に最初よりこの社會運動の眞精神を見失つてゐるものである。

次に、現代の特徴は社會化といふことである。すべてを社會的にするといふのが現代の特色である。それ故、現代に於ては、宗教も亦社會化されるのであつて、心靈活動は社會活動と關係しながら發展して行くのである。米國の世界的人道家ジエン、アダムス女史は「隣保事業には(一)デモクラシーを社會に擴

張すること、(二)人種問題を解決すること、(三)人道主義に向つてキリスト教化することが大切である」と言つてゐるが、隣保事業は徹頭徹尾宗教的であり、宗教と關係しながら發達をつけて來た。これによつて、隣保事業を一例として、社會事業のあるものは宗教と相關々係のものだといふことが分るだらうと思ふ。宗教を無視する社會事業には生命がなく、社會を無視する宗教は衰敗するを免れない。

四 宗教的社會事業の特質

宗教的社會事業は單に宗教的なものとして、社會事業の一分枝であるのではない。宗教事業といふものは水陸兩棲息であつて、宗教の世界と社會事業の世界とに兩棲してゐる。宗教的社會事業は單に社會事業の一分枝として私的社會事業中へ分類することはできない。この事は宗團の社會事業的使命を見れば直

ぐに分る。宗團は慈善により愛によつて隣愍を加へては居るが、その使命は宗教の王國を擴張すること、その社會化はそれを手段として教勢を擴げることの意味する。言はゞ、宗團の社會活動は心靈活動の別働隊であつて、主力としての心靈活動に附隨する援軍であるまでである。宗團では、社會活動をも用ゐて、心靈の世界を擴張せんとするのであつて、宗團の社會活動は寺院及教會の宗教政策の一部分をなすものである。すなはち、社會事業によつて心靈の王國を擴張して行くのが、現代の特徴として妥當であると考へられるのである。社會化する時代に於ては、益々社會活動によつて心靈の世界を擴張しなければならぬので、こゝに、現代特有の宗教政策として、宗教的社會事業なるものが發現し來るのである。

我國に於ける宗教的社會事業には今後一層力を加へなければならぬ。これは時に資金と權力と熟練とに於て官公團體に遜色のあるものではあらうが、それにとつて代はられるような特色のないものではない。それは何ものによつても置き換へられぬもので宗教的社會事業の發展しなければならぬ理由もこゝにある。宗教的社會事業は社會事業の一分枝として宗教的なる機能によつてその分擔をつくすばかりでなく、宗教政策として心靈的王國を擴張する手段としてもこれを利用しなければならぬ。

一、「社會事業概論」第二篇第七章「宗教的社會事業」(一四九—一五四頁)には宗教的社會事業の本質を分析闡明してゐます。

二、「輓近の社會事業」には第三章「宗教の社會政策」(一四九—一九〇頁)に宗教と社會事業の關係を精細に取扱つてゐます。その目次左の如し

- A 宗教政策の是非
- B 宗教の社會的使命
- C 宗教と社會事業

D 宗教と社會教育

E 宗教大學の文化政策

三、拙稿「隣保事業」〔社會政策大系〕第七卷、第一章第二節は百五十六頁の長論文であります。その指定員には、隣保事業と宗教との關係が取扱つてあります。

第六章 官公社會事業

一 官公社會事業の特質

官公社會事業は集團的救助を目的とするので、その手段は自づから法的となり、立法や法規によつて救助を進めて行く。私的救助は愛によつて行はれるが自由なる愛のはたらきによる救護はその範圍小なるため、更らに擴大せんとす

る傾向をもつ。かくて、擴大することによつて、範圍が廣くなるが、その代り規則づくめとなり、取締りとなり、杓子定規となり、警察的となるを免れない救助の範圍が廣くなれば、救護は自づから個人的責任ではなく、一般的責任となり、國家の分擔となる。かくて、救助の方法は法的なるもの強制的なるものとなる。こゝに於て、官公社會事業の特質は先づ法的であるといふことになる。法的なるものは愛による個人事業と明かなる對立をつくる。

法的なるものは強制的なるものである。救助に關する一切は法によつて規定せられ、強制的に施行せられる。そのうちに例外なるものは認められない。それは一舉に全國民を救助の相手にすることができ、その數如何に大であらうとも、一括して救助しうる仕組みである。

官公社會事業の相手は個人ではなく、全體とか階級とかといふ集團的なものである。そこには、自由裁量といふものは許されぬ。それは愛よりも正義に依

り、個人の運命に關與するよりも社會聯帶の觀念より出發し、従つて、集團の運命を標的として進退する。それ故、官公社會事業に於ては、個々の場合或は不合理となり、或は不妥當となるかも知れぬ。それは個々人の要求や、個々人の性質や、個々人の境遇を一々調べ上げ、それに應じて應病與藥をなし、適切なる救助を遂行することが能きぬ。併し、これも仕方がない。これを官公社會事業の質の限界といふのであるが、第四項にいたりその何であるやを更らに説明しよう。

官公社會事業の特質をかくの如きものとすれば、社會課の仕事が杓子定規であり、規則づくめであるとして、非難するは當をえぬことが分らう。凡て、社會政策など、集團的のものは動的でなく、定められた規則と規律とにより進退しなければならぬ。官公社會事業にあつては、吏員の勝手に振舞ふことは一切許されぬ。それがため、或は杓子定規となつて融通のきかぬものとなり、或は遲鈍で火急な救助の間に合はぬものともならう。併し、これは大量救助に向ふために自然に生ぜし官公社會事業の制限だと解釋しなければならぬ。

官公社會事業は外形ばかり整へ、内容に立ち入らぬものである。救助になるか、ならぬかについては、時にそんなことはどうでも宜いとする。たゞ第何條を適用して、かくの如く處理すべしといふことがその全體である。内容に入つて個人を取扱ふ如きはその方角違ひとするところ。官公社會事業は統一と秩序とにすぐれ、全體を一時に一括救助しうるものであるが、その代り、外形だけを整へ、内容に及ばず、人格に關せず、全く非人格な取扱ひや救助をしなければならず、個々に即して適切なる救助をなすことができない。百人藝をなすこと能はずとはこの謂ひである。官公事業の缺陷は私的事業に於て補助する外はない。こゝに、公私分業の觀念が生れる。今日に於て、官公事業萬能の聲を聞くが、それは迷信と空想とを物語る外何でもない。百人藝などいふ無法なこ

とは有りえないし、また、有つても、それでは無能となる外はない。百人藝は無能の別名である。

官公社會事業は集團事業で、集團や、全體を取扱ふ。それは一律に國にも世界にも及ぼしうる抽象的なものである。それは共通な困窮を抽象して一括救助をなす。それは外形(客觀)を整へるだけで、内容に入らない。よつて、それは時に救助にあらざることゝもなる。それは偶然や、變化や、個性を無視する代りに、組織的で、科學的である。これが官公事業の特徴である。

二 官公社會事業の分業

A 官公團體は全體に關する事件を取扱ふ。

一般に官公事業は私人及私團體の實驗により、確實と效果の證明せられたるものを取り上げ、それを分掌する。創造は官公事業の圏内より驅逐しなければ

ならぬ。創造や創業は危いもので、それは多くの場合、確實であるか效果があるか分らない。かくの如き危険なる創業には官公團體は與らないのを原則とする。次に、官公事業は一般的な困窮を取り上げる。それは又全國的なるを要する。局部的地方的な困窮は官公事業の持場ではない。全國的なものがその固有の持分である。従つて、官公事業は一般的普遍的困窮を取扱ふ。官公事業に於ては任意的手段ではいけないから、法的手段によつて救助を進めて行く。それは法則 (gesetzlicher Regelung) にうつたへて施行せんとする。規則、立法、法規、取締といふことが官公事業の特色であり、これがため、官公事業は法的強制 (gesetzlicher Zwang) となつて現はれる。そこで、官公事業は一般的で (einheitlich) あり、共通的 (gleichmäßig) であるといふことになる。この一般的特質に對し官公社會事業の分野は次の如く定むべきである。

公的社會事業は全體を目標とする(全國的全體と地方的全體)

この事について既に説明したから、たゞ官公團體は集團事業であると言ふてをかう。

B、官公事業に於ては、國家の責任として處遇しなければならないような困窮を取扱ふ。

たとへば、窮民貧民は國家當然の責任として取扱はなければならぬものである。國家はその内に在る貧民を一つも餘すところなく、當然の責任として救助しなければならぬ。一般的に存在するが如き窮民は國家の分擔となる。

C、繼續的救助を要するが如き困窮の取扱は官公團體の責任である。

たとへば、精神病者とか、その他、長期にわたつて救助しなければならぬような病者は官公團體に於て救助する外はない。永續的救助は官公團體の分擔となる。

D 禁錮若くは看護を要する如きものは官公團體に於て取扱ふ。

たとへば、委棄せられたる幼児の如きものは官公團體に於て看護しなければならぬし、不良兒の如きものはこれを監置矯正しなければならぬ。私團體を以てしてはこの事困難若くは不可能であるから、かくの如きもの、處遇は官公の分擔となる。犯罪人の處遇も亦これに同じ。その他、精神薄弱者の如きも看護し監置しなければならぬから、是又官公の分擔である。精神病者の監置を要するは一見明白であるから、是又官公團體に於て取扱ふ。よつて禁錮若くは看護矯正を要するところの要救護者の取扱は官公社會事業の分擔であり領野である。E、刑事に關係する事件は官公團體の分擔である。

凡て刑事に關する事件、裁判所に關する事件は民間に於てこれを取扱ふことは素より不可能である。よつて、かくの如き事件の處遇は公的社會事業の分野である。

F 國際的關係をもつ社會事件は主として官公團體に於て取扱ふ。

たとへば、逃走者とか浮浪人とかの逮捕若くは送還は素より民間團體に於て行ふことはできぬ。よつて、かくの如き事件は當然公的社會事業の領野である

G、國民の福利に關すること大にして、創意を加ふこと大ならざる研究及調査は官公團體の分擔である。

研究及調査の分界が限定せられ、研究及調査の對象が豫見できるような、きまり切つたものは官公團體に於てこれを行ふ。法規施行と密接な關係のあるような研究及調査も亦官公團體の分野である。國民の福利に關係すること大なるが如き事項の研究及調査を民間事業として放任することはできぬ。よつて是又官公團體の分擔である。

これ等の關係を通じて、官公團體に於ては知識と熟練とを要し（私人及私團體では高級の技術員を備用し、高き知識と熟練とを導入することができぬ）恒久的であり、規模大にして、社會の福利に關すること大なるものを分擔することとなる。かくの如きものは公設市場とか、職業紹介とか、窮民救助とかといふ類である。

公的社會事業は衆合的企業（集團事業）及び衆合的規則の二を擔當する。衆合的規則とは計畫立案指導及監督のことである。官公團體に於ても、我國現時の如く、計畫立案を擔當するような社會事業専攻者を聘用せず、指導も監督もできず、素人の寄合世帯なるが如き觀あるは困つたことであるが、かくの如き醜態は一日も早く一掃しなくてはならぬ。

官公社會事業の分野が我國に於てどうなつて居るか、これに基き、公私社會事業は如何なる關係にあるかの問題については、主として實際に重きを置きこれについて解説せし「輓近の社會事業」第一章を見られたく、また、主として理論的にこれ等の原理を闡明せしものについては、「社會事業概論」第二編第六章「私的社會事業と公的社會事業」を参照せられたし。

三 官公社會事業の現勢

米國の社會事業は私的社會事業を以て基本となし、私的社會事業が全盛であるが、我國の社會事業はこれに反し、官公社會事業本位である。

大正七年にいたり幕開きをなせる我國社會事業は俄然として官公本位となつた(社會事業の起原については、「社會事業概論」第一編第一章を見られたし)

大正九年末に於ける我國社會事業施設總數は千百八十三であつて、東京府最も多く二九七、大阪府一四三、京都府五四、愛知縣五〇、兵庫縣四七、神奈川縣三六、北海道三三等である。これを事業種別として見れば、兒童保護最も多く四五一、經濟的保護四三四、醫療的保護九九、窮民救助七九、社會教化五七一般的機關四七、軍事救護一七である。これ等事業の資産總額は六千九百五拾五萬六百八拾參圓、經費總額は千五百五拾參萬九千四百六拾參圓である。然る

に、昭和二年度に於ては、團體數四千三に及び、三倍以上の増加を示してゐる事業種別は一般的機關一九一、兒童保護一〇七六、社會教化七一七、經濟的保護一一八二、醫療保護四一〇、救護三七三、その他五十四である。

これ等諸社會施設の激増は主として官公社會施設の増加であつて、民間事業はこれに雁行して發達してゐない。これを反映するものは官公團體の社會課創設で、一種運動の形を以て、大正七年より十二年までに一と先づ全國を通じ設置を終つた。その他のものは取り残された形をとり、今に社會課は思ひ出したように設置せられてゐる。大正七年には大阪府と大阪市とに、八年には東京府、神奈川縣、兵庫縣、東京市、横濱市に、九年には京都府、長崎縣、茨城縣、三重縣、愛知縣、静岡縣、宮城縣、岡山縣、和歌山縣、京都市、神戸市、名古屋市、岡山市、和歌山市に各社會課が創設された。十年には山口縣、長野縣に、十一年には岐阜縣及北海道に社會課が設けられ、かくて大正十二年にい

たり、一と先づ全國に社會課が布陣した。大正十二年にいたり、我國の社會事業熱は頂點に達し、それより少しく冷却して下り坂にあつたから、大正十二年を以て社會課設置運動が一と先づ停止したのは、かゝる社會事情の反映であると觀測される。

この官公に於ける社會課普及運動によつて具體的に表示さるゝところのものは即ち官公社會事業の全盛である。我國の社會事業は今に於て官公本位なるは明かである。

四 官公社會事業の職分

官公事業として勃興せし我國の社會事業の職分の集團的困窮の取扱ひあることは一見明瞭である。我國にあつては、大正七年前後より特に社會事件が集團的なものとなつて現はるゝに至つた。大正七年にいたり頂點に達せし勞働運

動は無論個々としての勞働者に關する問題ではなく、「勞働者全體」といふ集團的なものであり、それに次いで勃發せし米騒動も亦集團としての貧民の喚叫によるのであり、大正十二年に現はれし水平社運動も集團としての少數同胞の問題であり、昨今農村社會問題が喧しいが、これとて個々農民の問題ではなく、集團としての農民問題である。かくの如く、勞働者全體、貧民全體、少數同胞全體、農民全體といふように集團問題が續出する時期にあたり、之に對應する手段の存在なきは理解することができぬが、この集團社會事件の取扱手段即ち官公社會事業である。これを具體的に表示するもの即社會課、社會部(大阪市)社會局(東京市)の設置に外ならぬ。

かくて、官公社會事業の職分の集團的なるは明白である。

五 官公社會事業の界限

前節に於て官公社會事業の職分は集團的困窮を處理することにあるを知つた集團的困窮の取扱手段は法的であり強制的である。この法的強制的なる集團的困窮は向きに觸れたように、それ自身完全たり能はぬものである。

集團的救助は所謂十把一束となり易い。たとへば、貧民といつても、失業者といつても、混つて居り、同じものとはではない。失業者の中には、怠けものもあり、品行の悪いものもあり、低能のものもあり、精神病ものもあり、季節的變動によつて然るものもあり、産業過程の變化によるものもある等、區々である。これに對し、失業者と言へば何づれ同一の方法を以て、集團としてこれを一括救助する方法を講ずるのであるが、その失當なるは自明である。季節的に止むをえず失業するところの出精にして善良有爲なるものを精神病者や低

能者や飲酒家と一緒に同一の方法で救助することの誤りであることは一見明白ではないか。これを集團事業の質の界限といふ。

質の界限とは、質の異つたものを同じように集團として取扱ふため、所謂應病施藥をなすことができず、質について界限に逢着するをいふ。すなはち、男と女を同様に精者と怠惰者とを同じように、品行方正なるものと、墮落漢とを同様に救助するの止むを得ざるため、何づれに對しても、適當なる救助をなし能はず、質に於ての界限が示現せられる。この窮境を脱するには、各種各様に取扱ひうる私人及私團體の助力にまたなければならぬ。

かくて、官公社會事業が如何程全盛であつても、萬能といふことのできぬ理明かである。私人及び私團體を無視するような官公社會事業はそれ自身亡び去るであらう。

六 特志家的官公社會事業

前節に述べしが如く、官公社會事業は必ず特志家の助力をまたなければならぬ。特志家の助力を求むる社會事業形式を統合社會事業といふ（この事についての専門的論述は「貧民政策の研究」に於て詳細に取扱つてゐる。この貧民文獻については歐米諸國の貧民救助主義たる院内救助と院外救助との外に、統合的救助方法なるものを初めて設定してゐる。統合社會事業については同書について知られたい）

特志家の官公社會事業に参加せし例證は益々多くなりつゝある。我國に於ける方面委員はその最も好適なる例證である。方面委員制度にあつては、官公の社會課ばかりで獨行することの能きぬもので、これに多數の名譽吏員としての方面委員が参加してゐる。方面委員の参加活動によつて貧民調査が可能なもの

となるのであつて、方面事業に於ては、社會課よりも寧ろ方面委員の方が主體である。社會課と方面委員との協力は何を物語るか。これ即ち、特志家の官公社會事業への参加ではない乎。

かくて、官公社會事業は竟に特志家的社會事業に變形すべきものである。この事は自分の學說のうちで創見の部分に屬するが、今後必ず私の提唱するが如く官公社會事業は特志家的なるものとして進展することにならう。

一、官公社會事業の特質を明確に了解するには、社會事業形態論に出入しなければなりません。形態論については「社會事業概論」第二篇を見ていただきます。そこには明確に最初の社會事業形態論が説明せられて居ます。

二、なほ、この事については「社會學雜誌」(第五一、五三、五四號)に一層嚴密なる形式を以て最近の研究を發表せし「社會事業形態の研究」なる一文が載せてあります。精細に御調べになる讀者諸氏にあつては、これをも御一讀願ひ

ます。

三、「貧民政策の研究」第一篇の「貧民政策原理」は形態論を貧民政策に應用したものであります。御併讀を願ひます。

四、官公社會事業を私的社會事業と對比して分析説明せしものは「社會事業概論」第二篇第六章「私的社會事業と公的社會事業」(二三二—二四八頁)であります。こゝには、公私社會事業分業の原則が設定せられ、これと枚舉主義とを區別してゐます。

五、本邦官公社會事業の發達史については「輓近の社會事業」第一章を見ていただきます。目次は左の如くあります。

- A、輓近の我國社會事業
- B、今日の社會事業
- C、明日の社會事業

- D、戦後の社會事業
- E、社會事業の趨勢
- F、關西の社會事業
- G、大阪の社會事業
- H、社會事業界の紛争
- I、社會事業界の行詰
- J、一九二二年の社會
- K、一九二三年の歐州
- L、一九二四年の歐州

六、個人的救助及集團的救助の界限に就ては拙著「貧民政策の研究」第一篇第四章第四節「集團的救助の界限」を見ていただきます。私の限界論は「貧民政策」以前の拙著には論述してありません。限界論に注意を向けたのは「社會事業

概論」著作以後でありまして、昭和三年九月より十一月までに發表いたしました「社會學雜誌」上の論文「社會事業形態の研究」には最近の界限思想を要約して居ります。「貧民政策の研究」は界限論を明かに意識して書いた拙著中の最初の著作であります。

七、「特志家的社會事業」に就ては「社會事業概論」第二篇に端を發し個人形態を中心として論じましたが、これが成長して明確な形を備へましたものが「貧民政策の研究」であります。この著作の第三編は全くこの基調によつて取扱つたものであります。

八、これについては、「社會學雜誌」の上掲拙文の御参照をも願ひます。

九、兒童に關する個人取扱ひについては、拙著「兒童保護問題」によつて示されてゐます。

一〇、貧民事業に關しては拙著「方面委員制度指針」によつて具體的に例示し、

全卷個人的救助を強調してゐます。

第七章 私的社會事業

一 私的社會事業の特質

私的社會事業は愛に基き、法的強制によらず、任意的動作によつて自由な心情の發露をなす。私的事業は主として個人的である。それは集團を救助するよりも、個々人を救助することに専念する。個々人の性情や事情や境遇を調査し一々それに對し適當なる方法と手段とを動かし適切なる救助を遂行する。所謂應病與藥といふことが私的社會事業の特質をなし、その特長となる。

私的社會事業では具體的な救助を行ふことができる。貧民全體とか勞働者全體とかといふような抽象物ではなく、この貧民、あの勞働者といふような具體

的な社會事件を取扱ふ。それは心情により愛や慈悲を以て救助をなし、單に救助の商取引と云はれるような官公社會事業の特質と異つたものである。官公社會事業では、愛や慈悲の念がなくても、また、それが鮮かに表面に現はれなくても、兎に角、助かりさへれすばよく、救助の實が擧がりさへすれば宜いのである。然るに私的事業はこれに反し、たとへ、救助の能率と効果とが乏しくとも、愛や人道的精神の流露することを尊しとする。それは形よりも心に基く事業であるから。

私的社會事業は實驗を分掌し、未だ海のものとも山のものとも分ちかぬ效果不定のものを取り上げ、これを實驗に付する。官公團體では効果が不定のものとは絶対に取り上げられない。效果不定のものを取り上げれば直ぐ責任を問はれ進退兩難に陥る。私的事業で實驗し、その效果明白となつたものは、これを官公に引渡し、官公事業の分野へ收めるようにする。

私的社會事業では一時的地方的なものを分擔する。偶然とか變化とかといふことは遅鈍なる官公團體の如何ともする能はざるところである。戦後、米國では特に私的社會事業が盛になつたが、これは、官公が社會の急激なる變化に應じ、即刻適應する能はざるより來りたる自然の勢ひである。全國的に施設するを要する如き一般的社會事業は官公の分野であるが、地方的なもの、若くは、個性と變化とに應ずるが如きものは私的事業に於て分掌する。貧民及勞働施設の如き一般的全國的なもので、どこへ行つても同じだといふようなものは官公團體がこれを分掌する。

二 私的社會事業の分掌

A 實驗

私的社會事業の貴重なる職分は實驗を分擔することである。實驗なくして總

ての社會事業はその効果を確定することができぬ。如何なる能率と効果があるものであるかについては、失敗や失策が許されない官公團體で創見を以て實驗を試みることはできぬ。自由の地位にあり、任意に實驗しうる私團體及私人によつて初めて實驗可能となる。

實驗には資金がいる。我國では特に研究や調査を無用視し、これに向つて資金を投ずる氣風がない。我國では、凡て調査も研究もしないで、直ちに仕事を始める流儀である。官公團體にも専門的な調査機關としては極めて稀で、調査に金を投ずるを無益として、直ちに事業計畫及實施に移るべしといふ無理解が繁昌してゐる。それが爲め、徒らに濫費多く、目下我國の社會事業は主義も原則もなく、支離滅裂、亂抗の如き慘狀を呈してゐる。いつか、これに對し修正を加へ、改廢をしなければならぬであらうが、これこそ餘計なことに多額の金を投ずるわけである。これまで、我國の社會事業擔當者は調査研究の必要を感せ

ぬ程素人流儀で進んで居るが、これによつて容易に我國社會事業に基礎の缺けて居る理由を知ることができよう。

官公社會事業の前提はその確實性の實驗にあるが、實驗には資金がいる。今後、我國公私社會事業を健全なるものとして發達させんとすれば、先づ、一切の前提たるべき實驗に向つて資金を投ずる用意がなくてはならぬ。

私的社會事業が今の如く無自覺で、自己の職分を忘れてゐるようでは仕方がない。我國の私團體は無自覺無理想で、かつ卑屈であるように見える。萬事官公に追従するばかりで、哀願とか、建議とか、補助要請とかに日もこれ足らざる有様ではないか。それに私團體の經營者や従業員の中には、社會事業には理論はいらぬと稱し、怪げな經驗とかによつて最も安全な航海をなしうるものだと妄想するものが多い。現時の産業が往時の素人によつてなされずして科學的であるが如く、往時の小規模な慈善に於ては個人の勝手な無方針な救助でよか

つたものが、今日大規模な社會的救助となり、萬事科學的になつたことをこれ等の人々は知る明を有たぬと見える。慈善と雖も無組織なるものではない。社會事業は組織と科學とに依頼するが、慈善にも能きるだけ組織と科學とを導入しなければならぬ。怪しげな漢法醫の如き經驗とかで社會事業を運営する時代は最早過去の夢となつた。かような舊式の廢人は社會事業界より退去して貫はなければならぬ。

兒童の身體検査及精神検査は私團體に始められてから、公團體の事業に移つた。食物公給も、齒科治療も、傳染病豫防も、言語の故障除去も、眼の治療も、體格矯正も、私團體の事業として始められ實驗を積んだ後、公團體に引き渡された。かくの如く、官公團體の事業と雖も、一切私團體事業を豫想することによつて存立しうるのみ。

B 調査及研究

公團體に於ても、一部の調査及研究を分擔することは既に述べた。私團體の調査及研究は公團體のものと異つてゐる。公團體では既知の研究範圍を分擔するが、私團體に於ては概して未知若くは不確實の研究範圍を受持ち、これを確定し、その本質や範圍を限定することを目標とする。

調査及研究は公私の別なく必要である。公團體に於ても漸次調査研究の必要が認識せられるであらうが、私團體の研究及調査を援助することは國民の義務であると言はなければならぬ。公團體の研究及調査は租税でなされるが私團體及研究家の研究及調査は民間の資金に依り寄附でなされる。研究及調査は社會改良の天王山とするのであるのに、徒らに事業に多額の資金を投じ、研究や調査には一文惜みをなす風潮が盛んであるが、これは速かに一掃しなくてはならぬ陋習である。若し、今後研究家の事業を援助するが如き風潮盛ならずとせば如何に事業繁多となり外觀壯大となるも、その實效は虚空の外何ものもないで

あらう。眞に國利民福に意あるもの、一考を要するところである。

C 特殊事業の代行

公團體に代り、特殊事業を行ふことも、私團體の分掌となる。官公團體が遂行しなければならぬのに、これを怠り、社會の福利を度外するときには、民間に於て一時これを代行しなければならぬ。

我國現時の狀勢を以てしては、融和事業は全く無能無力といふ外はない。差別の不合理なる宣傳啓蒙は悉く行はれたが、融和事業の性質の何であるやは未だ分析露出されず、従つて、その正體分明ならず、よつて融和の方法決定せられざる慘狀である。若し、公團體が遅鈍であり、諸種の情實によつて、これに明快なる解決を與ふることができないとすれば、一時民間に於てこれを代行する外はない。私は民間に於て公團體と雁行して、この種の事業を代行するの合理なることを保證する。それに、例の隣保事業もどしどし民間に於て計畫實施

するがよからう。今後、融和事業及び隣保事業に對し私的に一層力を割くべく餘儀なくされて居ることを特志家の見免さるるを希望する。

かくの如く官公團體の當然なすべき責務を怠る如き事業及機能に對しては、私人及私團體は速かにこれを代行し、社會の福利を確保しなくてはならぬ。但し、これは一には、教育的効果を民衆に與へらるものたるを要し、二には、公團體を促して當然施行すべき職分を取上げ、該事業及機能の歸屬を明にすることを要する。

三 私的社會事業の界限

私的社會事業は無力なものでも、無能なものでもない。それは官公社會事業のなし能はざるところのものを分擔する特殊なものである。實は集團事業の救助價値は乏しいのであるから、眞に價値ありとせらるるものは、獨り私人團體

事業あるのみ。

併し、私的社會事業には量の界限がある。集團的救助は向きに説明せし如く集團全體に一舉にして及ぼしうるけれども、私的な個人的救助は限定せられる部分にしか及ぼしえない。向きに例示せし如く、我國に數百萬の貧民ありとすれば、集團救助方法では、これに對し法律によつて一時に一舉に全數に及びうるけれども、この貧民あひの貧民といふ流儀に、個々にわたり救助するとすれば如何。これでは、幾年たつても數百萬の貧民に及ぼしがたいであらう。かくの如き救助界限を量の界限といふ。私團體の事業には量の界限がある。それ故、それは貴く有効な救助方法であるけれども、全數に及ぼすことには何づれにしても失敗をする。公的事业は質に於て失敗し、私的事业は量に於て敗走する。こゝに兩者補充の必要ある所以。

一、私的社會事業の特質については「社會事業概論」第二編第六章「公的社會事業と私的社會事業」を見られたい。私的社會事業の本質は第二編到るところに流露して居ます。

二、私的社會事業の分類については(一)の外、「晩近の社會事業」第一章第一節第三項を見られたい。

三、公私社會事業の界限については前章の註(六)参照

第八章 公私社會事業の補充

一 補充

公私社會事業は不可分なる關係にある。これを分ちうるが如く考へ、公團體は私團體を輕視し、特志家は自分の仕事のみが貴きもので、職業人たる官公吏に比ぶべきものでないとして、それを蔑視するが如きはいづれも自他の職分を

知らぬものである。こゝに、公私社會事業及公私社會事業家の誤解がある。

官公社會事業は我國に於ては全盛であるが、今後益性質として官公社會事業は増大する一方である。何づれの國に於ても、官公社會事業は増進し増大するであらう。但し、官公社會事業の發展は私團體の無用となるを意味するのではない。私團體の人々は、公團體では微妙な人事關係の問題は取扱ふことはできぬと言つて鼻高々であるけれども、この私的な特長は公團體事業の特長と不可分の關係にあることを忘れてはならぬ。微妙な人事關係や、個々に適當なるが如き取扱ひや、應病與藥を以て私團體は公團體を補充し、公團體は権力や資金や熟練を以て一舉に同類として集る困窮を一括救助して私團體の及ばざるところを補充しなければならぬ。公私團體の關係は對立若くは排擠にあらずして融和と協力とにある。融和と協力とは補充へと向ふ。

二 統 合

公私事業は補充より統合へ向ふ。兩者各補充したものは更らに混合するのである。

たとへば、方面委員制度に於ける社會課と方面委員とは統合の一事例であらう。社會課では集團事業を行ひ、方面委員は個人事業を行ふ。社會課では一々要救護者を調べてまわることができないが、全市全縣といふように一體としての救貧政策を施行することができる。この一體として、まとめて救助するもの即ち集團事業である。方面委員は一々窮民を取り調べ、それに基いて適切な救助をなすことを任務として居るから、個人事業を分擔してゐるわけである。そこで、方面事業では、一時に集團事業と個人事業とを行つて居るわけで、一時に集團としても救助し、個人としても救助して居るのである。さきに述べたよ

うに集團的な官公社會事業には質の界限があり、個人的な私的社會事業には量の界限がある。然るに、方面事業にあつては、官公を代表する社會課と私を代表する方面委員とが合體して居るから兩者の足らざるところを各補ひ合ひ、質と量との界限を一時に補充しうる。かくて、方面事業に於ては、救助事業上最も高き價值ある救助形式をあらはしうる。

方面事業に於て、社會課と方面委員の結合は公團體のものや、私團體のものが寄り集つて、各他を補充することより一步を進め、方面委員制度なる一事業中の要素として、社會課も方面委員も入り込んで居るのである。それ故に、社會課と方面委員とは各別なるものとして各他を補充して居るのではなく、一組織内の要素として兩者統合し、一體として完全なる救助を遂行して居るのである。この種の機能補充を統合といふ。

三 融 合

一事業中に社會課と方面委員とがあるといふ混合状態では時にその要素間の關係がうるさいものとなつて現はれてくる。我國の方面事業でも、社會課と方面委員は俗にそりの合はぬことが多く、社會課が勢威を揮ひ過ぐれば方面委員が不平を言ひ、他方、方面委員が餘りに横暴で我物顔をすれば、社會課は有つても無きが如き姿態を呈する。そこで兩者の間に不平不満があり、それが合はなくなり、時に抗爭が始る。

かくの如き事態の生ずる所以のものは一事業一組織内に二の要素が混在するからである。兩者一となり切らず二として存任するが故に、兎角、勢力争ひといふものも生ずるわけである。然るに、この状態より一步を進め、混合を化合となせば奈何。社會課と委員とを對立する二要素とするのでなく、兩者を化合

して一となし、一體として、社會課の集中機能と委員の分散機能とを集合すれば、そこには最早要素の存在なく、二にして一の状態となる。よつて、そこには喧嘩も抗争もなくなり、従つて不平も不満もないことゝならう。

公私社會事業が化合の状態に於て相補ふ完全なる場合これを融合といふ。

公私社會事業の關係は(一)補充より、(二)統合に、(三)それより、融合に究り、各完全にその機能をつくすことゝなる。

一、公私社會事業の補充については「社會事業概論」及び「晩近の社會事業」第六章第七章の註を見られたい。

二、「統合」とか「融合」とかといふ機能は初めて「貧民政策の研究」にいたり明かに論述せられました。この著作は個人形態と集團形態とを超越して、統合形態によつてその基礎をつくり、立論して居るのであります。救助方法については、第一篇第五章に「統合的救助方法」なる題下に論じて居り、第參編第一

章第四節「統合救助主義」に於て、統合主義を院内救助主義と院外救助主義とに對立せしめ、これより一階段高いものとして設定して居ります。第參編第七第八章に於て「統合貧民組織論」を掲げ、大くゝりをして居ります。

三、統合社會事業は公私社會事業の究極であります。この論理に通せらるゝためには、是非、「貧民政策の研究」全巻を見ていたゞかなければなりません。

第九章 社會事業の連絡及統一

一 社會事業の系統

我國の社會事業界には未だ連絡統一の問題が擡頭しない。連絡統一を綜合といふ。綜合社會事業といふことは連絡統一に基く社會事業の義である。

大正七年頃より始つた我國社會事業は九年頃までは一般社會事業として、勞

働者及貧民本位であつたが、その頃より特殊化し、各地固有なるべき社會事業を施設する風潮を生じた。これを社會事業の特殊化時期といふが、この特殊社會事業に對し私は地方的社會事業又は分縣的社會事業なる名稱を與へてゐる。大正十二年頃より都市及地方に勃興せし各種の社會施設間に連絡をつくる思潮が生じたが、かくの如き社會事業時期を系統社會事業時期といふことができる。社會事業團體間に連絡及統一をつくるべしとする思想は未だ我國には地平線上に現はれ初めたゞけで、普く注意さるゝ程度にはいたつて居ない。米國、英國及び獨逸では、目下盛に綜合社會事業問題が提起されて居るが、我國ではこの問題の詮議は今後に屬する。

二 單獨社會事業と綜合社會事業

社會施設が多くなると、單獨に經營することができぬようになる。一都市一地方の同種他種社會事業團體はかくして連絡をつくり、個々としてではなく、都市又は地方として一體として社會事業を運營するにいたる。これを綜合的運營といふ。

現時の社會事業經營法なるものは官公私團體が單獨經營方法を固執することなく、各自獨行して社會改良に向ふのでなくして、綜合して一體をつくり社會に奉仕しなければならぬ。

孤立して經營するものを單獨社會事業といひ、連絡するものを綜合社會事業といふ。我國現時の社會事業經營方法は純然たる單獨經營であると言つてよい。それ故、一都市一地方の官公私事業團體間に連絡統一がない。それがため、十分能率を發揮し、効果を顯現することができぬ。我國に於ては、職業紹介の中央機關といふが如きものも、殆んど有名無實なる觀がある。一職業紹介所主義では無論紹介の能率を現はすことができないとして、各職業紹介所の連絡とな

り、他都市他地方の紹介所とも連絡をとり、甲の土地にて求職しがたきものは乙の土地に送るといふ類で、紹介の能率を擧ぐる仕組みになつて居る。但し、この原則を格守し、各地交換を行ふものは殆んどないと言つて宜いから、我國の職業紹介所は未だ單獨經營であると言つて宜からう。

そこで、我國の社會事業には統一がなく、分散に陥り、甲と乙との經營が矛盾衝突したり、甲の施設が乙の効果を滅却したり、乃至喧嘩をしたり排擠をしたりして居る状態である。

單獨經營は竟に綜合經營に行かなければならぬ。

三 單獨經營の弊害

第一、單獨經營には統一がない。同種社會施設の運營も區々の方針方法によつて居り、紛々擾々たるものとなる。

第二、それが爲め、效果と業績とが擧がらない。職業紹介所の場合單獨經營では、向きに説明せしが如く、効果を著るしからしむることができぬ。

第三、單獨經營では競争となり、排擠となつて、平和の氣風を失ふにいたるこの事は中央及地方に於ける我國社會事業の現状を見れば直ぐに解る。中央各省の間には權限争が盛であるように見える。社會教育及體育に關する權限争あり、不良兒の歸屬は何處に求むべきや、市場の歸屬は如何等夫々各省間に權限争ひのあるを免れない。地方の權限争ひも同じく盛であり、或は陽に或は陰に相排擠し嫉視してゐる。都市社會事業に於ては府縣と市役所との間に、兩者と私團體との間に絶えざる繩張り争がある。この權限争ひは社會事業界の平和の氣分を削り去り、抗爭氣分を濃厚にする。

單獨經營方法によつては、喧嘩も、排擠も、權限争ひも鎮靜するときとてはない。

第四、單獨經營では重複となるを免れない。所謂二重施設といふ類が頻出するを避くることはできない。

我國の社會事業は未だ全盛の域を離ること遠いから、重複といふようなことは少いが、重複に類するものは施設團體間に抗争となり権限争ひとなつて現はれてゐる。この頃、某都市に公立施設病院を設くる議が起つたが、これに對し既設の私施設療病院より抗議が提出せられ、かくの如きは民營を壓迫するものだといふ非難を加へた。かくの如き言分は重複によつて發する苦情に外ならぬ我國の社會事業は他を回顧せず、出鱈目に濫設するものであるから、既設のものど重複しようがしまいが關はないといふ行き方である。これでは、たとへば、一都市の托兒所は官公私にわたり濫設せられて重複し、無駄となり、無用となり、救貧院や施設所も重複となつて資金を濫費するにいたるを免れない。單獨社會事業は弊害を齎すを免れぬ。我國の社會事業は單獨經營より綜合經營に進まなくてはならぬ。

四 連絡及統一の方法

獨逸のカール、ジンゲル氏は連絡統一の方法を左の五に分つてゐる。

- 一、需要者に對し情報を分配することによつての聯絡
- 二、中央機關をつくることによつての聯絡
- 三、困窮を除去するため、材料を蒐集分配することによつての聯絡
- 四、文獻發行によつての聯絡
- 五、會議によつての聯絡

窮民や施設などに關する情報を官公私團體間に分配するとすれば、それによつて、それ等諸團體間に連絡を齎すは明かである。たとへば、共同に機關雜誌を發行するとすれば、それによつて連絡にいたるべきは明かである。中央社會

事業協會の如き中央機關をつくれれば、その會員となつた團體や、それに關係する諸團體はいづれも聯絡することゝならう。文獻を發行し、これを關係諸團體に分配すれば、諸團體をまとめることもできよう。會議を開催するとすれば諸團體はそれに参加出席するが、かくて聯絡にいたるべきは一見明白である。

米國のクイン氏は聯絡を左の五つに分つてゐる。

- 一、洲及全國的事業協會聯合
- 二、監督による聯合
- 三、社會事業會議による聯合
- 四、財政聯合
- 五、融合

洲及全國的事業團體は三種であり、一は事業經營團體の洲乃至國家聯合であり、二は主たる目的を會議とする洲及全國聯合であり、三は宗教的であつたも

のが社會事業的になつた團體間の聯合である。監督によつての聯合とは社會事業團體を監督し監察すれば、それによつて事業團體間の聯絡を促すといふ意である。我國には社會監察制度は未だ布かれて居ないが、或は事業團體を訪問するとか、又監察するとかいふ機能が導入せらるれば、我國の事業團體も全國的に氣脈を通することにならう。全米國社會事業會議 (National Conference of Social Work) は會議によつて全米國の社會事業團體を取りまとめてゐる最も顯著な例證である。財政聯合とは、たとへば、協同募金の如き財政的見地より聯合することを指すのであつて、この種の結合も亦聯合に導くものなること明かである。最後に融合であるが、融合は聯合と異ふ。聯合は混合であるが、融合は化合である。聯合したものは聯合諸團を打つて一丸とすれば所謂融合にいたるのである。

一、「社會事業概論」第二編第九章には「綜合的社會事業」を取扱つて居りまして

左の題目を論じてゐます。

A 單獨社會事業と綜合社會事業

B 綜合社會事業の機能

C 綜合社會事業形態

二、「中央社會事業協會發行の「社會事業講座」(三四號)の拙文「社會事業運営」には綜合社會事業の一般論と歐米諸國の綜合社會事業論が載せられるます。

三、「社會學雜誌」上の「社會事業形態の研究」にも綜合社會事業が論せられてゐます。

四、「貧民政策の研究」第參編第五章には貧民救助に關して綜合機能を論じてゐます。

第十章 社會事業の經營方針

一 個人本位の經營

個人本位の經營は慈善家の持分で、慈善事業によつて經營することを意味する。民間社會事業團體に於ては、この種の經營方針は可能であり、また、進んで、個人的經營によつて、社會事業の取扱を個別化しなければならぬ。個別化といふことは困窮者の窮狀を一々個人的のものとなし、その人かぎりその所かぎりのものとなすをいふ。個別的困窮に於ては、二度と同一なものが現はれざること、恰も個々人の容貌が二回と他人によつて繰り返へされないと同じである。他によつて繰り返へさるゝ如き困窮はその者獨特のもの特有のものではない。我々の困窮や苦惱は顔の異ふ通り各異ふもので、一として他と共通なものではない。詳しく言へば、自分の苦痛といひ困窮といふものも、今日と明日とは異つたものとなつて現はれる。一刻一瞬と雖も同一なものとして續かない

といふのが人間の苦痛であり困窮の實相である。今日苦痛となし堪へがたいとしてをるものでも、明朝眼をさまして見れば、案外凌ぎやすく、平凡なものになつてゐるかも知れぬ。そこで、他人によつて繰り返へされ置き換へられるが如き苦痛や困窮はないと言はなければならぬ。

これに従つて、個人の獨特なる苦痛と困窮とに對して適切なる方針を樹て救助するのを個人本位の經營方針といふ。

實は救助と言はるべきものゝ究極は個人本位の救助の外にはない。そこで慈善家及私的社會事業團體はなるべく個人本位の救助方針によつて進まなくてはならぬ。養老院を經營するとすれば、小舎制といつて、院舎を家族舎に小分けし制度をとり、老衰者をなるべく個別的に取扱ふことにする。同じ老人といつても經歷も異ふし、性別もあり、性格も異ひ、時に人種別もある。これ等を相通じ取扱ふところに不平もあり不満もあり、ために、救助は失當なものともな

る。そこで、たとへば、經歷にも一顧を與へ、若いときより放蕩無頼で通して來た惡漢と、謹嚴正直で、相當の家柄と職業とを有つて居たが、打ちつゞく世の荒波に落魄して養老院送りとなりしものとを區別して取り扱ひ、別の部屋に收容することゝする。かくの如き取扱方法を個別取扱ひといひ、かくの如き方針を個人本位經營方針といふ。

私人及私團體の關係者はなるべく個人本位の經營方針を採り、人間として救助することゝしたい。

二 集團本位の經營方針

集團本位のものとは明かに官公團體の經營方針である。集團を目標として取扱ふ結果、個人といふようなことは、贅澤の沙汰だとして斥けられる。若いときに放蕩無頼であつても、謹嚴正直であつても、男であつても女であつても十把

一束に同様な取振ひをなすもの即集團取扱である。困窮が塊となつて續々現出して來るのであるから、個々人を回顧せよと言つたところが、そんなことが行はれる筈がない。そこで、勞働者全體だの貧民全體だの兒童全體だのといふ無法な救助が行はれるにいたる。

併し、集團的困窮が續出する限り、集團を集團として一括救助する方針をとる外はない。かくて、集團本位の經營方針は「貧民全體」だの「勞働者全體」だの「兒童全體」だのといふように個人差を回顧せずして集團を本位として救助する方針をとるものである。

現時に於ける官公社會事業の旺盛とは集團事業の全盛といふことに當る。

三 特志家本位主義

私は社會事業の經營方針として特志家本位主義を唱へる。なるほど、現代は

集團的困窮の世の中であるが、それでは恰も器物として人間を取扱ふようなものである。茶碗や土瓶は何個でも同じものを注文に従つて輸出向に拵へることができるけれども、人間を茶碗扱ひ、土瓶扱ひにすることはできない。個性を無視すれば即ち茶碗扱ひ、土瓶扱ひになる。人間を物扱ひにして救助することができぬとする思想に到達すれば、個人的救助にして、同時に、集團的救助たるべき一新救助方法があることに想倒するであらう。

そこで官公社會事業と私的社會事業とを統合若くは融合する新經營方針によるとしても、個人的救助を主とし、集團的救助を従として、統合若くは融合しなければ、眞に人間を人間として救助する經營方法に達することはできない。

この經營方針は先きに例示せしが如く、方面委員制度によつて最も明かに表示されて居る。但し、方面事業に於ても、社會課によつて代表せらる集團事業を主とし、方面委員によつて代表せられる個人事業をこれに併合するのではな

く、寧ろ、逆に、方面委員を主體として、これによつて事業經營をなす方針を採つて進むべきである。かくすれば、名は官公社會事業であつて、集團的であるけれども、實際の仕事は悉く委員によつて行はれるから、仕事の上から見れば私人事業であり個別事業である。かくて、集團的困窮の時代にありながら、集團的方法をとつて進み、然かも、救助を個別化し、個別事業の實蹟を擧ぐることができる。

集中的救助(こゝでは集團的救助)と共に分散的救助(こゝでは個人的救助)を必要とする例證として、米國ペンシルヴァニア兒童保護協會 (Children's Aid Society of Pennsylvania) の分散的救助、個人的救助案を採用せし事情を引用しよう。

ペンシルヴァニア兒童保護協會は創設以來四十五年を経過してゐるが、東ペンシルヴァニアの四十郡を管轄し、中央事務局を東南隅なるフィラデルフィア市に置いてゐた。五年前までは集中制で、一度びフィラデルフィア市へ兒童を連れてきて、これを郡に分配する方法を採つてゐた。最初、地方委員を置いて分散的に救助することゝしたが、實行にいたらず、フ市中心の集中制となり、たまたま特志家が分散的に郡を擔當せしに過ぎなかつた。然るに、その後、フ市より兒童を郡に分配する案を廢し、郡毎に委員を置き救助を分散することゝした。そこで、郡毎に熟練な現業員を備入れ、要救護兒童を保護することゝした。中央からは要求によつて出發することゝし、専門的知識及他郡の經驗を自由に供給することゝしたが、實際の救助事務は郡委員の管理するところとなつた。

これに關與するフィラデルフィア兒童保護協會郡會長ヘステインクス氏はいふ「我々の考へでは、州協會を郡單位で組織することは社會と現業員との兩方に色々の利益がある。それは、現業が地方委員によつてなされ、募金が地方委員によつてなされるために、直接地方人士に責任の觀念を生ずる。そのため、

利害は眞剣なものとなり、事業は自分のものといふ考へとなり、外より押しつけたといふような感がなくなる。中央局たる州協會との關係によつてそれは繼續的のものとなり、現業は改善せられ、他郡の經驗を利用する機會を得、その他、必要の場合には中央の資力を利用することができる。現業員の見地からは他郡の現業員と接觸することをうるために、職業的な分離がなくなり、中央局の代表者と個別事業若くは集團問題 (on either case work or community problems) について相談することができる」

兒童保護に於けるこの實驗は一例として救助を分散し地方的になす場合には救助を如實とし、自分のものとなし、更らに個別化することができることを示す。その外、個別化救助は中央局たる州協會に連絡をとるべきで、これによつて郡單位事業も集結せられて支離滅裂に陥り分斷の弊に苦められざることを立證してゐる。

いづくに於ても、今後、社會事業の實驗に於て、私の提唱する個人的でありながら同時に集團的である社會事業組織の有効なることが證明せられるであらう。これを専門的には統合社會事業といひ、これによつての組織を統合社會事業組織といふ。

今後の社會事業は官公社會事業本位思想を謬妄として、乃至、迷信として取扱はなければならぬ。それよりも普く特志家が各種社會事業の範圍に出動することによつて、官公社會事業を個別的なものに轉化し、もつて、官公事業でありながら、個人事業たる面影を帶はしめることゝしなくてはならぬ。

特志家本位主義かくして確立する。

統合社會事業は昭和二年秋公刊せし「社會事業概論」には未だ詳細に分析闡明せられて居ませんが、最近刊「貧民政策の研究」には初めて精細に取扱つて居り、それと前後して發表せし論文「社會事業形態の研究」(社會學雜誌、第五

一—五四號)には嚴密な形式が與へられてゐます。

第十一章 困窮と救助方法

一 個人的困窮と個人的救助

困窮には他と共通なものはあり得ないことは一と通り既に明白であると思ふ物には共通といふことがあるけれども、これは人間には有りえないことである人間の苦み悩みといふものは一度かぎりその時かぎりその所かぎりのもので刻々に變化するものである。絶対に同一な苦みとか悩みとかといふものはない。一生のうちに色々の苦みにも悩みにも出會ふけれども絶えて同一なものは繰り返へされない。幼時の要求と青年期のものとは異つて居り、青年期の苦痛とせしものは壯年期には既に去つて痕跡なく、青年期の戀ひの苦みは老年期には消

え失せてゐる。今日の苦みは明日既に變化し褪色して居る。人間の苦み悩みは一時と雖も一瞬と雖も停止して同じものではない。

そこで、苦み悩みなるものは個人的のもので、他と共通たるべしとする集團的のものではない。それを他と同様に取扱ふことゝなれば不平不満生ぜざるをえぬ。若い時分から謹嚴で正直で、一生よく働いて來たが、打ちつゝ不幸により、老後養老院送りとなつたやうなものを、放蕩無頼のものと同様に取扱ふとすれば奈何。表面老貧困者として、いづれも同様に見えるけれども、經歷も異り、性質も異ひ、貧に陥つた原因も異ふ等、それ等は百態千様である。そこで精密には老貧困者は悉く個々として取扱ひ、一人々々別の方法で救助しなければならぬ。かくの如き個別取扱ひを個人的救助といふ。

社會事業に於て、救助の究極は個人的な救助の外何ものもない。何でも個人的に取扱ふことが社會事業の奥義である。貧困者も、精神病者も、低能者も、

失業者も、淫賣婦も一緒に取扱つて來たので、現時の救貧院や養老院は混合の醜態に陥つてゐる。感化院にも院兒は幾通りにも混つて居る。かくの如き無定見無方針の取扱ひを絶廢し、正道につかしむるもの即ち個人的救助である。社會事業に於ける救助は究極個人的救助に依らなければならぬ。

二 全一的救助

個人に生滅する苦み惱みは社會事業家の便誼に従ひ、机上で區分するように分れて存在するものではない。墮落婦人の場合を考へて見る。この墮落婦人は貧困の産物である。下女、女給、女優といふような手合が淫賣にいたることが多いが、これは貧民の如く食ふに困るといふ意味で貧窮なのではない。然かもこれ等の墮落婦人は貧困であると言はれる。この場合、貧困の意味は文化的である。食ふには困らぬけれども、お白粉代に乏しい、滿艦飾をするには不如意

だといふ類、これを文化的困窮といふ。そこで、下女、女給、女優は文化的に困窮する故を以て淫をひさぐにいたる。その外、墮落婦人には精神的缺陷もあるとする、それに遺傳的にも缺陷をもつて居るとする、家庭も悪かつたとする環境もよくないとする、墮落男と自由に手を取つて狂ひまはる機會があつたとする等、それからそれへと墮落の原因は錯綜關係をつくつてゐる。單に、貧困であつたから墮落にいたつたのではなく、その他の原因も關與し、これ等が一連となつて錯綜してゐる。それをざれと切り離して見るべきものではなく、總て綜合として墮落女なるものを造り出したのである。

そこで、かくの如き錯綜する困窮を除去するには、それに關係する原因に對し、一々治療を加へなければならぬが、これに含るゝ諸要素(諸原因)は一體として存在するのであり、全一となつて存在して居るのである。全一の見地より錯綜關係そのまゝを目標として救助するものを全一的救助といふ。これが一バ

ン完全なる救助である。これに對し、個人的救助は錯綜する諸原因を一つつゝ切り離して他のものに及び諸原因の一以上を同時に取扱ふ方法をとるのであり（これが慈善事業の救助方法である）全一的救助は錯綜そのまゝを一體として救助することを目標とするものである。

三 集團的困窮と集團的救助

集團的困窮とは既に説明せしが如く集團として他と共通に現はれ來る困窮である。この種の困窮を救助する方法を集團的救助といふ。

集團的救助は他と共通なものを分離し、これを一括して救助するものである。失業者を救助するとすれば、職を失つたものは職業紹介所で取扱ひ、かく／＼の條件のものはかく／＼の方法で取扱ふといふように、一定の條件のものは一括して同一の方法を以て救助して行く。この救助方法は社會事業の中心をなす

もので、それは法的であり強制的である。

現今、官公社會事業は旺盛の域に入つたが、官公事業に於ては、個々の貧民や、個々の労働者や、個々の不良兒を取扱つてゐる違がない。個人的方法によつては、一部の貧民労働者及兒童を取扱ふことができるけれども、その全體に及ぼすことができぬ。然るに、國家は國民全體に對して責任をもつてゐるから一部のものを救助して、その他のものは放任するといふわけには行かない。こゝに於て、集團を助け、全體を救ふ必要が生ずる。これに應じて、集團的救助方法を動かし、國民の困窮を一も残すところなく救助せんとするにいたる。

現代に於ては、困窮が集團現象たるにいたりし結果として、救助方法も集團的なものとなつた。こゝに於て、現時救助方法の中心は集團救助であると言へる。殊に、官公團體の救助は集團救助である。こゝに官公團體による救助の長所もあれば又その缺陷もある。

四 救助の理想案

救助の理想的なるものは個人的なると共に集團的なるものである。これを統合救助と云ひ、その方法を統合救助方法といふ。

個人的方法と集團的方法とを適度に組み合わせることが救助の理想的方法である。適度の組み合わせといふのは、個人的方法を主體として、これに集團的方法を附加する謂ひである。

さきに、方面委員制度について、これを説明したが、この統合的救助方法は一切の社會事業に繰り返へなければならぬものである。養老院經營に於ても小舎制(個別的方法を表示するところの)と院舎制(集團的方法を表示するところの)との組み合わせを以て進歩した方法として居るが、兒童保護法に於ても然り隣保事業(拙著「輓近の社會事業」第十章を見て下さい)に於ても然り、いづれ

の社會事業に於ても然り、將來の社會事業は個人的でありながら集團的なものに編成しなくてはならぬ。

兒童保護に於ても、家庭に於て保護する方法、家庭委託によつて保護する方法、小舎及分舎によつて保護する方法が現はれて來たが(これ等については拙著「兒童保護問題」を見ていたゞきたい)これ何づれも個人的救助方法を基準とする思想によるものに外ならぬ。その他、隣保事業にあつても、私は小隣保館主義といふものを提唱して居るが、小隣保館によつて個人的救助を行ひ、大隣保館たる中央本館によつて集團的取扱ひをなす趣旨である。かくの如く、漸次一切の社會事業は個人的救助を目的となし、集團的なる手段によつて大量救助をなすと共に、個々適切なる救助を遂行する最高の方法を探るようにならなくてはならぬ。

かくて、救助の理想的方案として、個人的集團的救助方法たる統合救助方法

なるものが確立するにいたる。

一、個人的救助方法については「社會事業概論」第二編第四、第五章を見て下さい。

二、個人的救助及集團的救助以下を貧民政策より見たるものは「貧民政策の研究」一卷であります。殊に第一編を見ていただきたい。目次左の如し

A、貧民救助の方法

B、體驗的救助方法

C、個人的救助方法

D、集團的救助方法

E、統一的救助方法

三、統一的救助方法は「貧民政策の研究」に最も詳細に取扱つてあります。

四、統一的救助を方面事業に適用せしものは「方面委員制度指針」であります。

五、拙著「兒童保護問題」には兒童を個人的救助によつて取扱ふべきものたることが論じてあります。

第十二章 社會事業家

一 知識及技術

社會事業に一定の専門的知識及技術を要するは自明である。方面事業に従事しながら、地區とは何か、中央局とは何か、委員會は如何なる目的と機能をもつものであるか、方面事業の救助技術は何であるか等、方面事業について一切知識と技術とを有ち合はさずとすれば、かくの如き方面委員の無用の長物たるは言をまたないであらう。兒童委員でありながら、托兒所とは何か、托兒所や乳兒院は子守場と同一位に心得るとせば如何。子供は如何に保護すべきもの

か、児童救護の方法は如何、不良兒矯正の少年院に依る所以如何、保護司事業は何であるか等、児童保護の知識なく、技術なくして、児童保護委員たるを得るであらうか。

然るに、我國の社會事業家及現業家のうちには知識や技術は寧ろ不用であると主張するものがあるといふ。しかも、相當名の知れた社會施設を經營し擔當してゐる社會事業家の中にこの種の妄想を抱くものがあるといふ。果して然らば、彼等の事業團體を經營し擔當する権利は即刻取り上げなければならぬ。醫術の知識淺きものを藪醫者といふ。大切な生命を預かる醫師は大學教育を終了したものでなければならぬとして、醫師の教育は高められたが、社會の病患を治療するものが、藪醫者若くは素人で宜いであらうか。藪醫者は一定の資格をもつが、社會事業界に限り、藪醫者でも宜く、若くは、全く素人の方が一層適任だなど、いふような筆法が通用するとすれば社會事業界は氣が狂つてゐるの

である。社會の不安は増加するし、社會状態は紛糾混亂する一方で、社會の錯綜關係の實相を知るは實に容易ならず、社會事業教育は高められる一方である筈。この時にあたり、素人程、社會事業に適任であるなど、いふような莫伽氣たことを臆面もなく放言するようでは、社會事業に従事する資格は毫厘もないと考へて貰はなくてはならぬ。

病理を取扱ふ醫師に一定の知識と技術とが要るとすれば、社會の疾患を取扱ふ社會醫師にも一定の専門的な知識と技術とが在る。

私は、「方面委員制度指針」を公刊し、方面委員制度の如何なるものなりやを解説し、これを方面教科書となし、更らに「方面事業取扱方法」を著はして、諸種の救護方法を提示するところがあつた。この二著は廣く方面委員の間に愛用せられ、全國に普及したが、私はかくの如き教育的手段を通じてのみ方面事業が健全なる發達をなすと思ふ。一部の當事者が方面委員教育に冷淡である如き

その無理解と無能とを表示するものである。鐵砲の打ち方も教へないで、戰場に送り出す如きその可なる所以を知らず。

社會事業に要する知識とは一般的のものと特種的のものである。一般的のものは、社會事業原理（本書は通俗なものとして、萬人向きとし、民衆教科書として提供してゐる）とか、經濟學とか、心理學とか、社會倫理とかいふ類である。特殊的のものは、貧民事業、兒童保護、保健經濟、救護といふようなもので、社會事業家はそのなす仕事に向つて、各選擇し、特殊知識を開拓しなくてはならぬ。方面委員の如きものは貧民事業に、兒童吏員の如きは兒童保護に關する知識を修得しなければならぬ。併し、社會的保護の分枝は彼此連絡し關連するから、その一以上を修得するなれば更らに宜い。兒童を取扱ふものは保健にも通じなければならぬし、少年を保護するものは經濟的保護事業たる少年の職業にも通曉しなくてはならぬ等、各種事業は彼此關連してゐるから、その

の必要なりとする知識は他と關連して求めなければならぬ。

理論的開拓は社會的活動の前提であり基礎である。一定の知識と技術とを有たぬ社會事業家は恰も工具を有たず、又赤手空拳な技術家と同じようなもので無資格としてその業務を執行する免許を取り上げなければならぬものである。いづれにしても、一定の知識と技術とは社會事業家に必要で、缺くことはできない。

二 實際的判斷

社會事業は單なる知識ではない。社會事業が他の知識と異ふところのものはそれは理論であつて、同時に行動であることである。知識と行動とが不可分の關係にあるものが社會事業である。それは單に知識の故に知識を求むるにあらずして知識は實際(praxis)のために求められる。活動の前提は知識であるが、ま

た知識は活動を目的とする。それ故、知識と實際とは社會事業では不可分の關係にある。ザロモン博士は知識と行爲と思惟と行動とは一の世界觀に基かなければならぬと言つてゐる (Und beides, Wissen and Handeln, Denken und Tun mis auf eine Weltanschauung ruhen) 知識を獲得し、これを實際に適用して行動に變化したとしても、それが職業の故であり、それが報酬のためであり、單なる器械的な動作に過ぎないならば、畢竟、かくの如き知識は社會事業には無用の長物たらざるを得ぬ。社會事業に於ける知識や實際 (Praxis) はたゞ國民の福利「人間生活の完成」をのみ目標として進なくてはならぬ。單なる知識といふが如きものは社會事業には縁のないもの。それは必ず理想をたて、それを目標として進むものでなくてはならぬ。知識と實際 (行動) と理想とは社會事業に於ては錯綜して不可分の關係にある。

社會事業の知識は實際的判断によつて實際化したものでなければならぬ。社會事業家は理論的な知識を獲得した上で、更らに實際的判断によつてこれを實際化しなければならぬ。實際的判断は刻苦精勵、奮戦力闘の上、凡ゆる困難を踏破し、つぶさに人世の苦楚をなめ、人生の機微に通することによつて初めて獲得されるものである。かくの如き實際的判断によつてのみ、不遇不如意なるもの、無告無援なるものに深く如實な同情を寄せ、即刻溫健適正なる判断を下し、邪路より回轉し、貧困より脱出せしむることができる。

社會事業家の智識と技術は實際的判断によつて一段の光彩を放つ。

三 理想

社會事業家に何よりも大切なことは理想である。單に職業として社會事業に従事する位矛盾したことはない。社會事業は榮達を求め、知遇をうる手段ではない。社會事業家として俗名をかち、世間的榮譽をうるものゝ中、人間的價値

の乏しきものあるを見出すのであつて、彼と此とは別事である。隠れて善をなし、無名で奉公する心事の所有者には不遇な者が多いが、これこそ、理想的な社會事業家である。社會事業は宣傳でも廣告でもないから、廣告術や賣出術を有たぬものでも、困窮を救はんとする熱情や人生に奉仕せんとする至誠があれば、それで目的は達しうるのである。

社會事業はそれを目的とせず、それを手段として何物かを獲得せんとすることに關するのではなく、それ自身目的であり、何を求むる必要がない。このところに、社會事業固有の犠牲献身の念がはたらき、理想が現はれる。社會事業に大切なことは温情、熱誠、献身、人類愛で、これは慈善事業より社會的救助 (sozialer Fürsorge) たる社會事業に移り來り、多少程度の差こそあれ、性質は兩者大同小異である。温情と心情 (Warmherzige, den Menschen erfassende Gesinnung) となくして、社會事業はありえない。人間生活の完成を圖らんとする

宗教的信念と、理想主義と、文化的欲求となくして社會事業家たることはできぬ。慈善事業に愛と心情とのいることは先きに述べたが、社會事業に於ても、集團的にでも困窮を治療せんとする社會的欲求 (soziale Bedürfnis) ある限り、温情と愛と心情となくして、社會事業を遂行することはできぬ。社會事業に於ても、自づから心情と愛の發露がある。たゞに、愛や心情ばかりでなく、これが理想に向けらるゝにありざれば、高貴な精神も、熾烈な愛も現はれぬ。犠牲的な人間愛は人間生活完成といふが如き理想によつて率ゐられ、始めて高翔しうる。それ故、社會事業は理想主義的であり、社會事業家は理想家でなければならぬ。

一、これまで著者の文献中、社會事業教育及び社會事業家を論せしものは極めて少ない。目下發表を計畫しつゝあるものゝ中社會事業教育論があります。その中、著者の詳細なる社會事業家論をも發表しうるであらうと思ひます。

二、「晩近の社會事業」第九章、第四節「方面委員の資格」に社會事業家論があり
目次左の如し

A、知識と性格

B、方面委員の個性

C、實際的判斷

D 社會精神

三、尙ほ、「晩近の社會事業」第五章には社會事業教育論が載せられてゐます。

第十三章 「社會事業概論」との比較

本書は正確と通俗との二の目的を達せんとして編纂されたものである。その上、大衆に向つて普く教科書たることを期し、能るだけ分量を削る方針をとつた。記述に於ても、分量に於ても、定價に於ても凡ゆる階級の人々の坐右の友

たることを期した。「社會事業概論」は私の學として社會事業を構成せしもの、最初の著作である。私は能きるならば社會事業の場合に於ては歐米よりも一歩先きに學として組織せんことを期し、先づ「概論」を著作し、次いで「社會事業學原理」に及び、かくて社會事業に學的形式を付與したいと思つてゐる。これと共に、恰もお伽話に類するような不正確な社會事業知識の外、目下參考書の少ない社會事業界に對し、正確なる知識を供給することは何よりも必要なるを感じてゐる。我國の現業界は随分亂雜であり、施設は無方針で基礎なく、社會事業家は素人であり、俗に謂ふ眼に一丁字のない人々が多く、これ等の人々が鼻高々と社會事業には知識なるものがいらぬといふような莫迦氣た放言を敢てして恥ぢない醜態を呈してゐる。この時にあたり、學理を提供する外、更らにこれを通俗化するは何よりも機宜に適する緊要事であると考へるのである。そこで、「社會事業概論」を通俗化し、何人にも理解することのできるような形式

を與へて、これを社會に送り出し、大衆諸君に對し坐右の友たることを期するにいたつた次第である。私の専門的著作に難解を覺えらるゝ人々は本書について私の學論を知り、かつ正確なる知識をうるように心懸けられたい。

かくの如き目的と使命とを以て「概論」を解説するものとして、この著作を提供するのであるから、本書によつて要綱をつかまれた諸者は更らに専門的なる「社會事業概論」を通讀し、その知識を一層正確なものにされたい。一年後には基礎的著作たる「社會事業學原理」をも公刊し、益々學界及現業界に奉公したいと思つてゐる。順序としては、先づ、本書をよみ、更らに特志家はこれを釋義とし手引きとして「社會事業概論」を理解されるようにしたい。

「社會事業概論」の釋義たり手引きたる趣旨に照應して、本書の各章には一々「社會事業概論」の關係個所を示し、彼と此との併讀の便利をはかつた、なほ拙著によつて各論的理解に便するため、既刊の書を引用しその關係個所をも明か

にし、もつて讀者の便利を圖つた。これによつて、恐く、「社會事業概論」の意義は普く了解されるにいたるであらうと思ふ。更らに、本書には「概論」公刊以後研究し得し新思想をも加へ、最新たるものとして發表することを期した。

左に本書の典據となつてゐる拙著を附記し、讀者の參照に供する（發行所は
いづれも、京都、西洞院七條南、内外出版印刷株式會社です）

一、「社會事業概論」

本書の典據であり、基礎であつて、更らに進んで、一層精細なる知識を開拓されんとする讀者の必讀を要するものです。

二、「軌近の社會事業」

我國の社會事業の形相及發展、社會事業各論は本書について學ばるべきであります。

三、「貧民政策の研究」

邦語の科學的な現代的な貧民論は我國では今のところこの文籍だけだと思ひます。この著作は貧民政策の基礎論を取扱ひ、歐米の貧民政策の二大主義たるもの、外に、新主義の樹立を期したものであります。著者最新の社會事業原理はこれによつて一層よく知ることができます。この文籍は貧民政策であると共に、著者最近の社會事業學論たるものであります。

四「方面委員制度指針」及び「方面事業取扱方法」

方面事業そのものとしては勿論、更らに本書に於ける個人的救助及び統合的救助を學ばんとせらるゝ讀者はこの小著を御用ゐ下さい。

五「兒童保護問題」

兒童の個別取扱ひに關し、本書の所論に對し參考となるべきものです。

六、その外「學校と活動寫眞」「現代の青年運動」及び「現代人の戀愛思想」はいづれも著者の學論を基調とするもので隨意御參考を願ひます。

昭和四年三月五日印刷
昭和四年三月十日發行

社會事業要領 (普及版)

普及版金五拾錢
上製金七拾錢

著者 海野幸徳

發行者 内外出版印刷株式會社代表者

須磨勘兵衛
京都市下京區北小路通新町西入

印刷者 須磨勘兵衛
京都市下京區北小路通新町西入



發行所

發賣所

京都市西洞院七條南
振替口座大阪三九三一
東京日本橋區本銀町三丁目
振替東京二八〇
大阪市西區阿波堀四丁目
振替大阪四三

内外出版印刷株式會社
寶文館

刷印社會式株刷印版出外内

入南條七院洞西市都京

海野幸徳著

新刊 農村社會事業指針

四六判一〇〇頁
定價上製六拾錢
並製四拾錢
送料四錢

- 一、農村社會事業の定義
- 二、農村社會事業の目的
- 三、農村社會事業の經營法
- 四、農村社會事業の聯絡
- 五、農村社會事業の指導者
- 六、農村社會事業の指導者
- 七、農村社會事業の方案
- 八、農村社會事業の實施
- 九、農村社會事業の發展
- 一〇、農村社會事業の福利
- 一一、農村社會事業の經濟
- 一二、農村社會事業の社會

都市社會事業は回轉して農村に社會事業を擴張する時期となり、茲に道府縣及町村に於ける活潑なる農村社會事業の企畫と實施となつた。然るに、農村社會事業は未だ暗黒に銷されその正體明かならず、企畫するものも實施するものも目下困惑の状態にあり。これに應じて本書は指針たることを期して現はれ出でた。

府縣及町村當事者の相談相手として、農村社會事業關係者及特志家の指針として普く農村及農民に寄與す。

海野幸徳著

貧民政策の研究

菊判五〇〇頁
定價金貳圓八拾錢
送料貳拾七錢

- 第一編 貧民政策の原理
- 第一章 貧民救済の目的
- 第二章 貧民救済の對象
- 第三章 貧民救済の範圍
- 第四章 貧民救済の組織
- 第五章 貧民救済の實施
- 第六章 貧民救済の福利
- 第七章 貧民救済の經濟
- 第八章 貧民救済の社會
- 第九章 貧民救済の總論

本書は救貧法制度及一般貧民政策の先案内である。市町村及その關係者は貧困救済法の適用のため、社會事業家は斯業運用のため、教育及政治家及民衆は直接國家の福利増進のために、各一本を備へられよ。

海野幸徳著

社會事業概論

菊判三五〇頁
洋裝美本
定價貳圓六拾錢
送料貳拾七錢

- 第一編 社會事業の本質
- 一、社會事業の概念
 - 二、社會事業の概念論
 - 三、社會事業と社會政策
 - 四、社會事業と社會政策
 - 五、社會事業と慈善事業
 - 六、社會事業と人道及温情
 - 七、社會事業の人生觀
- 第二編 社會事業の形態
- 第三編 社會事業の分類
- 一、社會事業の分類
 - 二、一般社會事業
 - 三、保健社會事業
 - 四、兒童保護事業
 - 五、教化事業
 - 六、經濟的保護事業

我國社會事業界及社會學界に於て權威あり信賴すべき社會事業教科書を得んとする事久し、然れどその研究の難澁なる未だ學的形體の透見し得ざることにより内外學者の等しく難しとして該要求に應じ能はざりし處、今回、社會事業研究を以て名聲内外に鳴る海野幸徳教授によつて初めて此の難事業の完成を見、茲に本書の出現となり斯界多年の渴望は遂に醫さるゝに至つた。本書は公刊半歳ならざるに世界的代表著作たる聲譽を得たる雄篇である。

海野幸徳著

輓近の社會事業

菊版五百頁
背皮美裝
定價金四圓五拾錢
送料金貳拾七錢

- 第一章 我國の社會事業
- 第二章 貧民の社會政策
- 第三章 宗教の社會政策
- 第四章 社會事業の分權主義
- 第五章 社會事業家の教育
- 第六章 社會事業補助金の是非
- 第七章 社會事業市場政策
- 第八章 市場政策

- 第九章 方面委員制度
- 第十章 融和事業
- 第十一章 勞動宿泊所の經營
- 第十二章 公設質局の運用
- 第十三章 公設浴場の運用
- 第十四章 免囚保護政策
- 第十五章 優生學的社會政策

我國社會事業學の權成者としての海野教授は我國に社會事業文籍の缺乏を憂ひ、これを完成するため、心血を灑ぐ決心を固め、陸續社會事業文籍を出版することゝなつたが、其先鋒として現はれたものが本書である。本書は現今隆盛を極めつゝある社會事業の各部門を取扱ひ、かつ、これに明快親切なる解釋と批判とを施したもので恰も斯學文獻の缺乏せる今日、暗夜に燈火を得たるが如きものである。官公私の社會事業家は勿論、社會政策家、行政家、教育家及社會改良に志ある人志必讀の著作たるべし。

海野 幸徳著

方面事業取扱方法

四六判百十頁
定價 上製六拾錢
並製四拾錢
送料金 四錢

- 一、貧民の取扱
- 二、病者の取扱
- 三、老衰者の取扱
- 四、兒童の取扱
- 五、失業者の取扱

- 六、浮浪人の取扱
- 七、矯風問題の取扱
- 八、教化問題の取扱
- 九、融和問題の取扱
- 十、災害事業の取扱

救貧法制定前後の豫備行動として、乃至、本邦方面委員制度整齊期に對し應分の貢獻として、さきに、著者は「方面委員制度指針」を公刊し重版相次ぎ、滋賀縣、岐阜縣、三重縣、静岡縣、東京市、長野縣、山梨縣、栃木縣、新潟市、富山縣、石川縣、大阪府、兵庫縣、京都府、高知縣、愛媛縣、山口縣、福岡縣、佐賀縣、鹿児島縣、臺灣諸洲に普及し、目下方面委員全數一萬二千人の約半數に對し座右の友たるに至つた。「方面事業取扱方法」は方面委員諸氏の實際的活動にあたり、現はれ來るべき各種社會事件の取扱方法を解説し、實際活動に對し道案内たることを期するものである。

海野 幸徳著

方面委員制度指針

四六版百二十頁
上製 七拾錢
並製 五拾錢
送料金 四錢

今や我國に於ては貧民制度確立の時期に進入し、方面委員制度振興の機運となり、これが改修を要することゝなつた。これがため、昨今、方面事業合理化運動と連絡提携に關する運動が行はるゝに至つた。然るに我國に於て、一つも専門家の筆になる信頼すべき「方面教科書」といふものがない。

本書はこの缺を補ひ、社會事業界及方面事業界の切實なる要求に應じて提供せられたるものである。敢て、全國方面委員及社會事業家諸氏の一本を座右に備へ愛用せらるゝを薦む。

海野幸徳著

兒童保護問題

四六版二百五十頁
パピリン美裝
定價金壹圓貳拾錢
送料金拾八錢

近時、頻りに論議に上る兒童保護の諸問題を取扱つたもので、兒童興味を中心時代に缺乏せるこの種文籍として供給せられたものである。家庭、學校及び社會改良界無二の好參考書たるべし。

(一)兒童保護 (二)兒童の死亡率 (三)兒童の愛護 (四)乳兒院 (五)牛乳の公營 (六)託兒所 (七)學童預り所 (八)育兒院 (九)兒童保育相談所 (一〇)兒童中央相談局 (一一)林間學校 (一二)不良兒の處分 (一三)不良兒と矯正院 (一四)少年裁判所及保護司制度 (一五)白痴及低能者の勞働殖民事業 (一六)兒童不就學の原因 (一七)兒童と活動寫眞 (一八)兒童と性教育 (一九)兒童と生活改善。

海野幸徳著

學校と活動寫眞

四六版二百四十頁
パピリン美裝
定價金壹圓貳拾錢
送料金拾八錢

第一章 活動寫眞と學童

第二章 活動寫眞の教授法としての價值

第三章 娛樂の本質と社會化 第四章 活動寫眞教授及方法

第五章 學校用映畫 第六章 教育映畫の效果

▼學校に活動寫眞教授を導入し、教授法の根本的改革、教科書の撤廢學校構造の變改等教育上の革命を齎すべき諸問題を論議す……。

海野幸徳著

現代の青年運動

四六版二百六十頁
パピリン美装
定價金壹圓五拾錢
送料金拾八錢

- 第一章 晩近の青年運動
- 第二章 歐米青年事業の眞髓
- 第三章 歐米青年運動の特徴
- 第四章 我國青年事業の眞髓

- 第五章 青年事業の主義及理想
- 第六章 青年事業の集權と分權
- 第七章 青年の心理及青春期

▲青年愛に燃える著者は歐米の青年運動と我國のそれとを比較詳論し我國青年運動の本質及改善に對し多大の光明を投げ以て全國青年諸君に訴へその奮起を促せるもの。

海野幸徳著

現代人の戀愛思想

四六版四百頁
パピリン美装
定價貳圓五拾錢
送料拾九錢

- 第一章 現代人の亂行
- 第二章 現代人の性慾及戀愛觀
- 第三章 エレン・カイ女史の自由戀愛觀
- 第四章 戀愛と結婚との一致の要求
- 第五章 一夫一婦の倫理

- 第六章 兒童の基本的權利
- 第七章 戀愛至上の原理と批判
- 第八章 青年と道德及宗教
- 第九章 性慾教育

近時、頻出する性的錯倒は現代人の性意識の分析により初めて其真相を明にす。本書は大野、有島、武者小路事件を分解批判し歐米の現代戀愛思想を組織的に討究し、現代人生活の基調をなす性意識を如實に深刻に縦横披開闡明す。著者は學問の利刀と道德家の態度とを以て組織的に現代人の戀愛思想を研究し、我國最初の戀愛學として本書を性病理に悩める現代に寄與す。近時、世人を驚異せしめし著名人士の性的錯倒の真相も茲に至り初めて明也。

目的

社會事業の學理研究及び學理を基礎として本邦各種社會改良事業を技術化することを目的とす。

取扱事項

- 一、官公私社會事業の立案計畫及調査
- 二、工場及會社商店福利増進事業の立案計畫及調査
- 三、労働者及商店員會社員の教育及監督等人事に關する事項
- 四、官公團體、工場會社及商店等前上の事務に關する顧問及囑託に應ず
- 五、講演(社會事業、社會問題、福利増進等)

△我國に於ても社會事業組織運動を起す要あり、社會事業の講演に對しては特に御依頼に應じますから御相談を願ひます▽

取扱規定

前上事項の御依頼に應じ、各件につき御相談いたします、隨時御申越を願ひます。

京都花園妙心寺大法院

海野社會事業研究所

59
7

59
7



590
73

